

参考資料集

目 次

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成

するためにとるべき措置

<公害健康被害補償業務>

申告方式別申告事業所数の推移及びオンライン申告の概念図	1
徴収率及び収納率を中期計画及び年度計画の指標とした理由	2
汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移	4
汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移	4
旧第1種被認定患者数の年度別推移	5
補償給付費納付金の年度別推移	5
公害保健福祉事業費納付金の年度別推移	6

<公害健康被害予防事業>

公害健康被害予防基金債券運用状況	7
平成21年度公害健康被害予防基金の運用方針	8
平成21年度ソフト3事業等実施状況	9
ニーズを踏まえた事業改善の事例	10
ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握の本格調査にむけた手法の検討状況	12
平成21年度環境保健分野に係る調査研究概要	13
平成21年度大気環境の改善分野に係る調査研究概要	16
平成21年度新規調査研究課題の公募について	17
平成22年度新規調査研究課題の公募について	18
公害健康被害予防に関する調査研究の評価について	19
平成21年度知識の普及事業実施状況	26
平成21年度研修事業実施状況等	32

<地球環境基金業務>

地球環境基金助成金の推移	33
平成21年度地球環境基金助成金分野別件数	34
平成21年度地球環境基金助成金海外助成実績	35
平成20年度助成事業事後評価結果	36
平成21年度事後評価対象団体一覧	37
平成21年度研修事業実施状況	38
平成21年度研修・講座におけるアンケート集計結果	39
地球環境基金の運用方針	40

＜ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金業務＞

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理基金業務について・・・・・・・・・・ 4 1
ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理基金の運用方針・・・・・・・・・・ 4 3

＜維持管理積立金業務＞

維持管理積立金業務について・・・・・・・・・・ 4 4
維持管理積立金の運用方針・・・・・・・・・・ 4 5

＜石綿健康被害救済業務＞

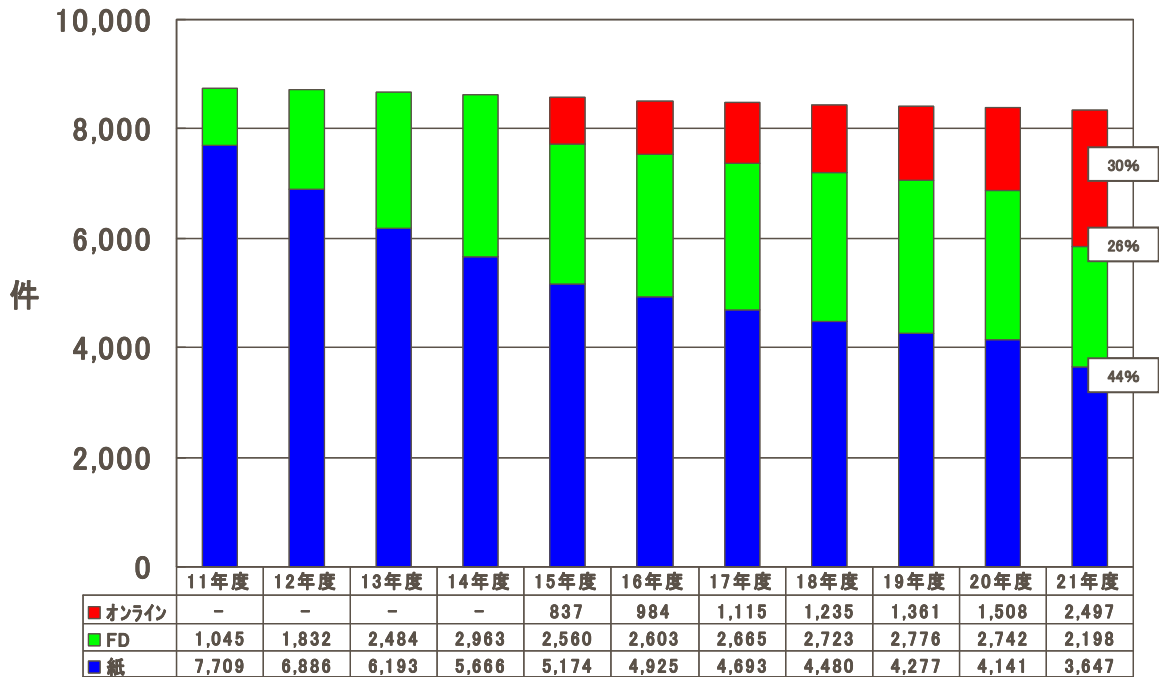
平成 2 1 年度石綿健康被害救済制度広報実施計画（概要）・・・・・・・・・・ 4 6
平成 2 1 年度広報・・・・・・・・・・ 4 8
ヒアリング・広報の効果測定・・・・・・・・・・ 5 0
申請者等への相談の実施・・・・・・・・・・ 5 1
平成 2 1 年度電話相談総件数・・・・・・・・・・ 5 2
機構ホームページ中「アスベスト（石綿）健康被害」のページアクセス数の推移・・ 5 3
平成 2 1 年度アンケート調査結果概要・・・・・・・・・・ 5 4
平成 2 1 年度制度運営の運用状況に関する情報収集・調査・・・・・・・・・・ 5 5
ホームページ公表・記者発表概要・・・・・・・・・・ 5 6
平成 2 1 年度申請・請求受付の状況・・・・・・・・・・ 5 7
平成 2 1 年度療養者の認定等の状況・・・・・・・・・・ 5 8
平成 2 1 年度施行前死亡者の認定等の状況・・・・・・・・・・ 6 0
平成 2 1 年度未申請死亡者の認定等の状況・・・・・・・・・・ 6 2
保健所説明会の開催・・・・・・・・・・ 6 3

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

第 1 回契約監視委員会点検等の概要・・・・・・・・・・ 6 4
第 2 回契約監視委員会点検等の概要・・・・・・・・・・ 6 5
「随意契約見直し計画」・・・・・・・・・・ 6 6
新たな「随意契約等見直し計画」・・・・・・・・・・ 6 9
ホームページのサイト別・月別利用状況・・・・・・・・・・ 7 2
機構ホームページへのアクセスの主要検索元サイト別・月別利用状況・・・・・・・・ 7 3
平成 2 1 年度内部統制の整備・強化について・・・・・・・・・・ 7 4

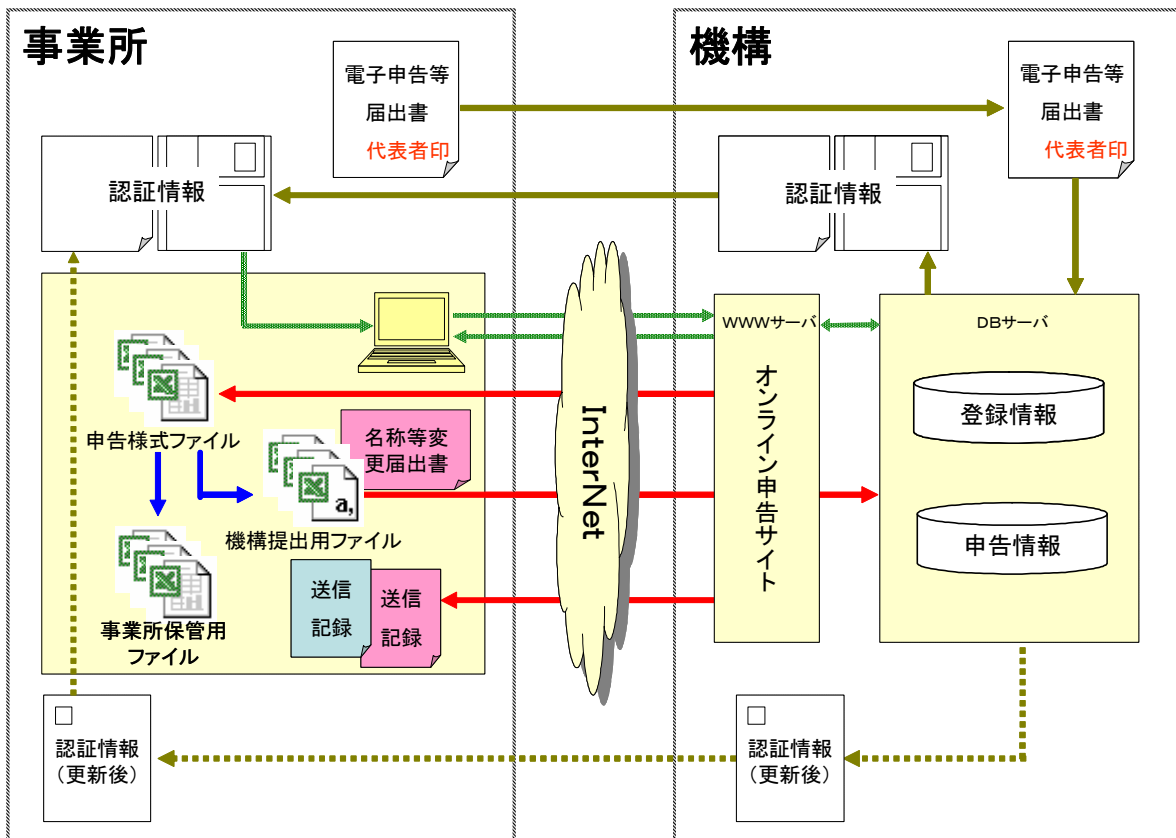
申告方式別申告事業所数の推移及びオンライン申告の概念図

1. 申告方式別申告事業所数の推移



平成 21 年度申告者数 8,342 件 (本部 6,391 件 支部 1,951 件)

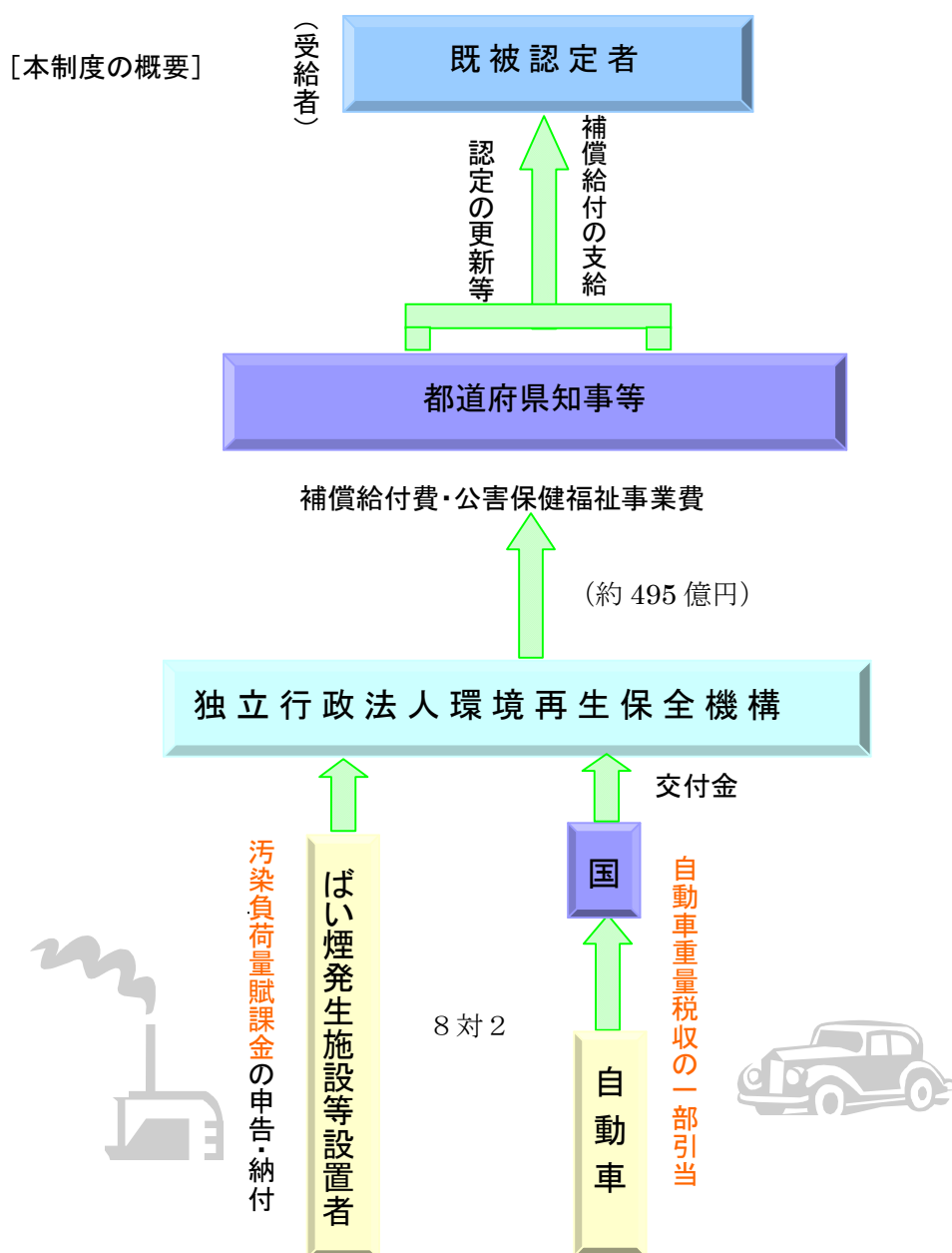
2. オンライン申告の概念図



徴収率及び収納率を中期計画及び年度計画の指標とした理由

1. 徴収率について

公害健康被害補償制度の基本的な考え方は、民事賠償責任を踏まえつつ、公害健康被害者を迅速かつ公正に保護することにある。このため、公害健康被害者である被認定者（平成 21 年度末 42,736 人）への医療費等の補償給付及びリハビリテーション等の公害保健福祉事業に要する費用の 8 割を、汚染原因者に汚染負荷量賦課金として申告・納付してもらい、その徴収業務を独立行政法人環境再生保全機構が行っている。



(汚染負荷量賦課金申告事業所数: 8,488 事業所)

※数字: 21 年度実績

毎年、環境省では被認定患者への必要な補償給付費額等を積算（徴収計画額）し、賦課料率を決定している。一方、納付義務者は、硫黄酸化物排出量に基づき当該賦課料率を乗じて汚染負荷量賦課金を算出し申告することとなっている。

汚染負荷量賦課金の納付義務者は全国に散在しているため、全国各地に存在し、かつ業種に関わりなく管轄地域の全ての事業者を把握している商工会議所の協力を得て、公害健康被害補償制度と申告・納付に係る所要の説明を行っている。機構では、この申告・納付説明会や個別の問い合わせ等を通じて、申告相談や申告・納付に係る質疑応答に答えるなどにより、公害健康被害補償制度に対する不満の声が一部聞かれる中、本制度への理解を深め、適正な申告が得られるよう努めている。

また、機構では、申告・納付説明会に先立ち、各商工会議所の担当者に対して、毎年1回研修会を開催し申告指導に対する事務処理方法等を伝授したり、申告・納付のための資料の作成やホームページでの情報提供などを行っている。

機構は、これらの努力を通じて、経済情勢の厳しい中、納付義務者を始めとする関係機関・関係団体の理解と協力を得て、徴収計画額に見合った汚染負荷量賦課金の申告が適正・公平に行われていることを示す指標として、徴収計画額に対する申告額（徴収決定額）の割合を示す徴収率を平成15年度の水準を維持することを、中期計画及び年度計画に定めたものである。

2. 収納率について

収納率は、申告金額（徴収決定額）に対する収納済金額の割合である。

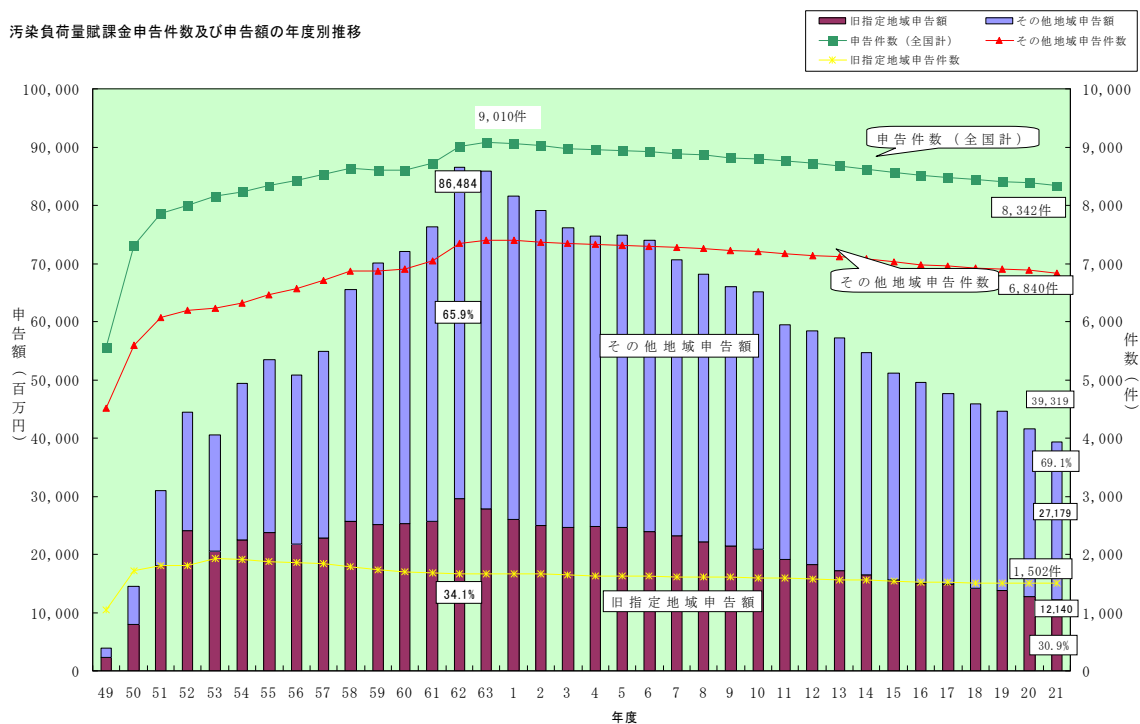
納付義務者は、納付することを前提として申告していることから、毎年高い収納率となっているが、上記1. のとおり、機構の様々な努力も、適正・公平な申告・納付が行われている要因の一つであると考えている。

なお、汚染負荷量賦課金の徴収は、国税の徴収の例により徴収する（公害健康被害の補償等に関する法律第57条）という制度的担保を背景として、滞納者がある場合は粘り強く納付督促を実施している。

平成21年度末の汚染負荷量賦課金額の収納未済額は4,821万円であり、申告金額39,484百万円に対する収納率は99.88%となっている。

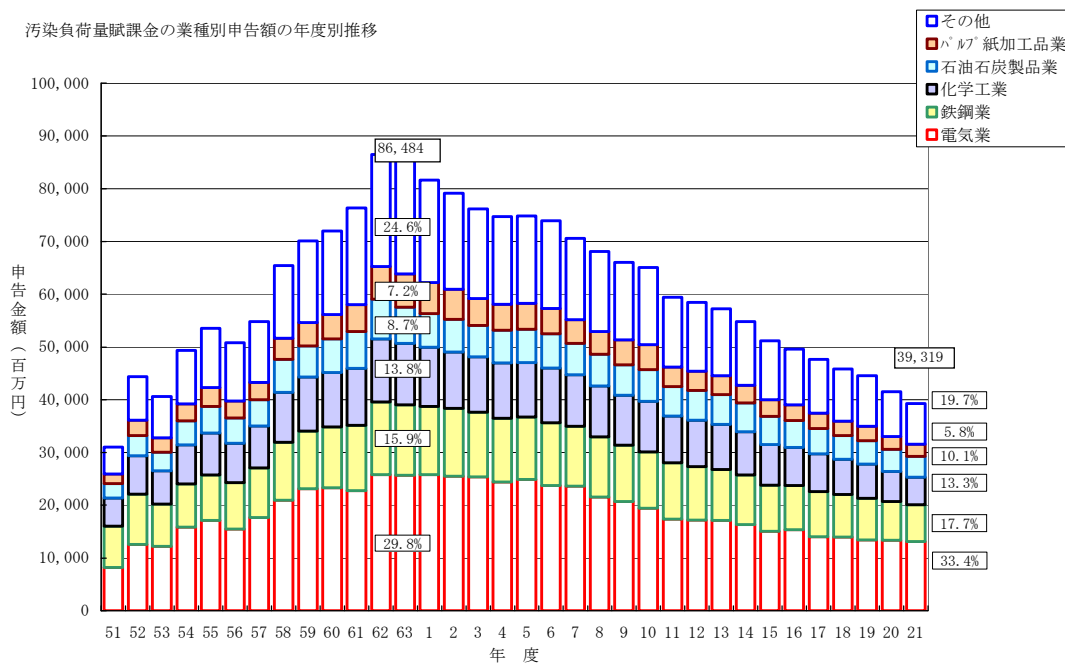
汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移

汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移

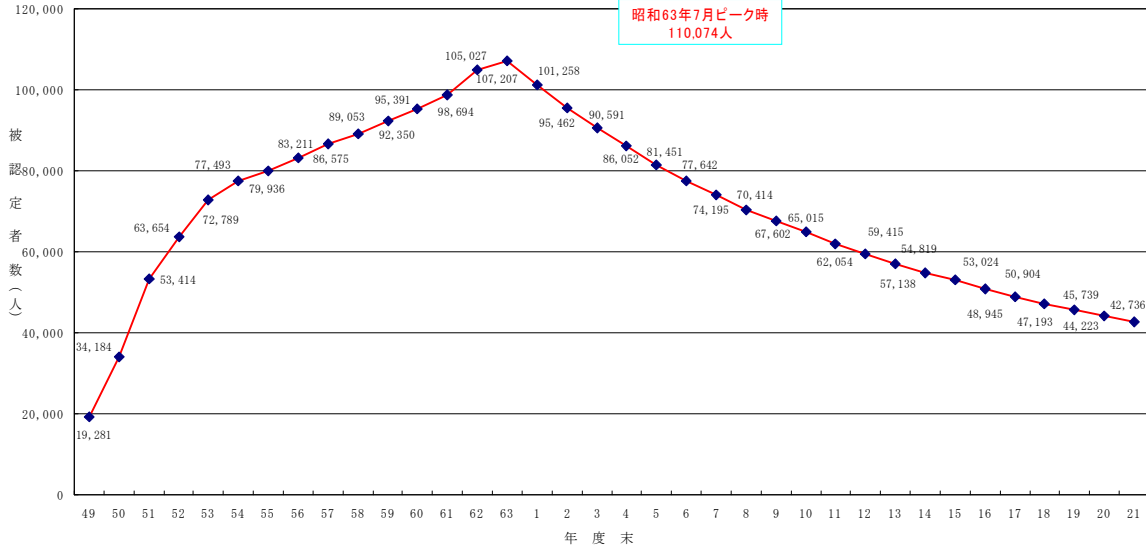


汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移

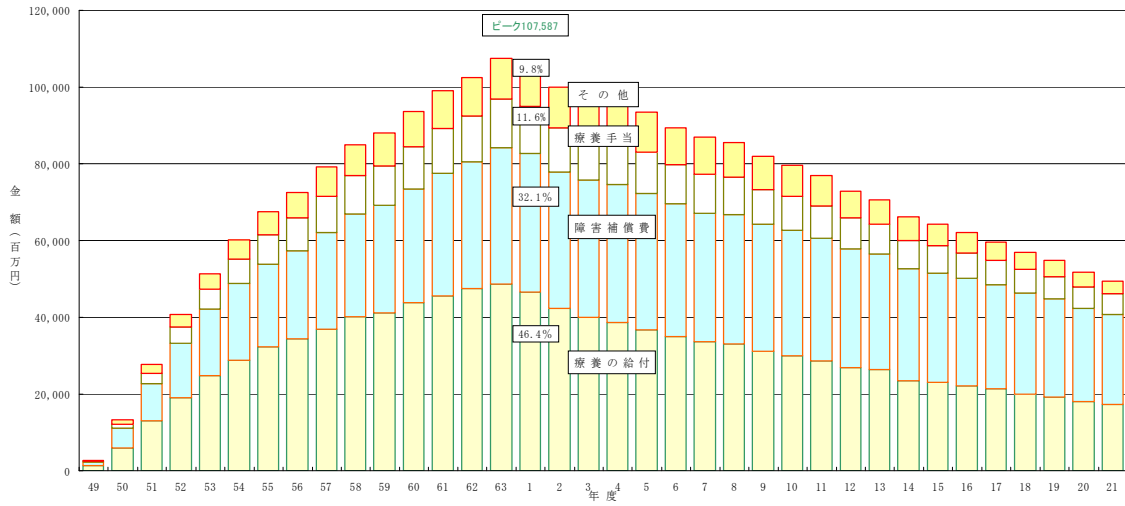
汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移



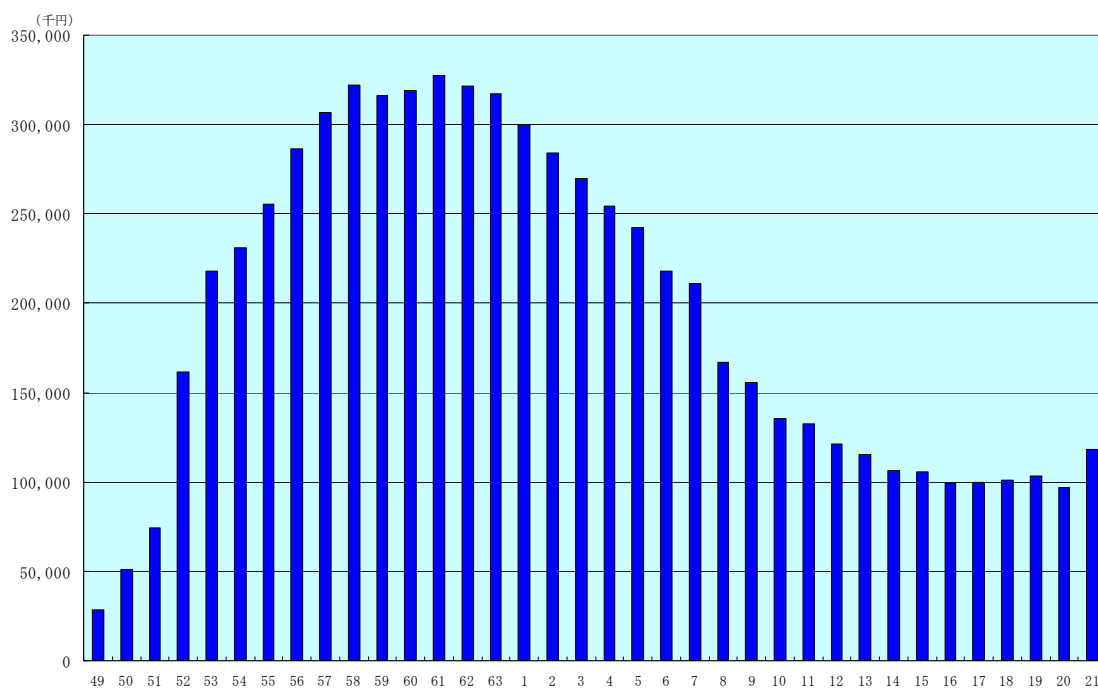
旧第一種被認定者数の年度別推移



補償給付費納付金の年度別推移



公害保健福祉事業費納付金の年度別推移



公害健康被害予防基金債券運用状況

1. 平成21年度購入債券

(単位：百万円、%)

銘 柄	購入額	利回り
利付国庫債券 66 回	1,399.2	1.80
利付国庫債券 93 回	448.9	2.00
利付国庫債券 93 回	448.9	2.00
利付国庫債券 107 回	399.1	2.10
利付国庫債券 107 回	399.2	2.10
大阪市平成 21 年度第 3 回公募公債	199.7	1.48
横浜市平成 21 年度第 4 回公募公債	200.0	1.35
第 45 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	198.8	1.67
第 17 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	198.0	1.54
東京電力(株)第 556 回社債	200.0	1.63
東京電力(株)第 556 回社債	99.9	1.63
関西国際空港(株)第 20 回社債	499.8	1.48
合 計	4,691.5	

2. 債券別運用状況 (平成22年3月31日現在)

(単位：百万円、%)

銘 柄	期末残高	構成割合	運用収入	平均利回り
国 債	7,282	16.2	240	4.50
地方債	8,933	19.8	175	1.73
財投機関債	6,614	14.7	125	1.77
政府保証債	6,482	14.4	118	1.82
社 債	6,496	14.4	112	1.72
コーラブル円建外債	9,200	20.4	322	3.50
合 計	45,006	100.0	1,092	2.44

平成 21 年度公害健康被害予防基金の運用方針について

平成 21 年度公害健康被害予防基金については、以下の方針に基づいて実施するものとする。

1. 21 年度の公害健康被害予防基金の運用については、中期的な金利見通し、満期償還額の平準化、運用利回り及び保有債券の種別バランス等を勘案して、独立行政法人環境再生保全機構法第 14 条第 2 項及び独立行政法人通則法第 47 条第 1 号に基づき次の債券により運用する。

- ① 国 債
- ② 地 方 債
- ③ 政府保証債
- ④ その他環境大臣の指定する有価証券
 - イ 特別の法律により設立された法人の発行する債券
 - ロ 金 融 債
 - ハ 上場された会社の物上担保又は一般担保を付して公募された社債
 - ニ 外国政府、外国の地方公共団体、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券であって、本邦通貨をもって表示されるもの

2. 購入対象債券は、複数の格付機関による長期債格付又は発行体格付が一定の要件を満たしているものとする。

なお、保有債券の格付けについては、定期的に資金管理委員会に報告する。

平成21年度 ソフト3事業等実施状況

事業内容		実施状況		金額 (千円)	
環 境 保 健 事 業	ソフト3事業	健康相談事業	参加人数(人)	7,225	46,277
			家庭訪問指導(人)	273	
			ピークフローメーター(個)	390	
			ネブライザー(台)	100	
	健康診査事業	指導対象リスク児数(人)	156,769	144,290	
		血液検査受検者数(人)	313		
	機能訓練事業	参加人数(人)	27,956	235,442	
		ピークフローメーター(個)	907		
	小計	参加人数(人)	191,950	426,009	
	附帯事業				33,554
医療機器等整備(助成)事業		施設数	8	58,492	
小計				518,055	
環 境 改 善 事 業	計画作成事業		事業数	1	987
	最新規制適合車等代替促進(助成)事業		台数	24	9,249
	大気浄化植樹(助成)事業		植樹面積(m ²)	1,341	2,244
	小計				12,480
事務連絡等経費				1,803	
合計				532,338	

- ※ ソフト3事業には自立支援型公害健康被害予防事業補助金2億500万円を活用
 ※※ 附帯事業は、自立支援型公害健康被害予防事業に附帯する事業として、ぜん息
 電話相談事業など機構自らが実施した事業

ニーズを踏まえた事業改善の事例

1. 公害健康被害予防事業助成金交付要綱等の改正

題名	改正内容	備考
公害健康被害予防事業助成金交付要綱	健康診査事業について、これまで一児当たり2回までの問診受診回数を、地方公共団体からの要望を踏まえ、3回まで実施可能とした	(平成21年4月1日施行)

2. 平成20年度知識普及事業のアンケート結果等に基づく事業への反映事例

事業名	要望等	質の向上に向けた取組み状況
講演会、講習会	<ul style="list-style-type: none"> 講演会終了後、個別質問の機会の提供 ガイドラインに基づく最新情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 講演会終了後、個別相談会を実施 最新のガイドライン（「小児気管支喘息治療・管理ガイドライン2008」、「アレルギー疾患診断・治療ガイドライン2007」等）に基づく講義を実施
パンフレット等	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関での患者教育用の冊子 よくある疑問・質問をまとめたQ&A集 患者作成によるパンフレット 	<ul style="list-style-type: none"> 指導項目別に分冊したリーフレット「子どものぜん息&アレルギーシリーズ」を制作 これまで機構に寄せられた質問等を一冊に編纂した「小児ぜん息Q&A集」を制作 患者による患者のためのパンフレット「成人ぜん息ハンドブック」を制作

3. 公害健康被害予防事業地方検討会、公害健康被害予防事業実務者連絡会議での意見等

	意見等
公害健康被害予防事業地方検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソフト3事業の事業実施効果の測定及び把握ための本格調査について、アンケートの郵送費をみてもらいたい。 ・ アンケートの集計結果については、参加者の反応をなるべく早く知りたいので、結果を早めに伝えてもらいたい。 ・ アンケートに協力していただく参加者にあまり負担がかからないようにしてもらいたい。
公害健康被害予防事業実務者連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザに対する他自治体の対応状況について教えてもらいたい。 ・ 新型インフルエンザによる助成事業の中止に伴う経費等の取り扱いについて、考慮して欲しい。

4. 平成20年度研修事業のアンケート結果に基づくカリキュラムへの反映事項

要望等	カリキュラムへの反映事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 他自治体で行っている事業の紹介や具体的な事例の検討、意見交換などを行って欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機能訓練研修、小児及び成人の保健指導研修において具体的な事例について討議を行うなど、自治体担当者間における意見交換の場を提供。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健指導の現場で役に立つ講義を取り入れて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スパイロメーターの実習や環境整備の方法など、実技の伴う実践的な講義を実施。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に従事する際に必要な最新の知識や科学的根拠が知りたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「喘息予防・管理ガイドライン 2009」、「COPD と治療のためのガイドライン第3版」等に関する最新情報を提供
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別相談時や健診時に必要となる栄養指導についての情報が欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康相談事業及び健康診査事業に従事している者を対象に、事業実施時に必要な栄養指導等に関する予防事業フォローアップ研修を実施。

ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握の本格調査に向けた手法の検討状況

項 目	内 容
ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための試行調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 46地方公共団体におけるソフト3事業の事業対象者に対し、統一的な調査票を用いて、事業実施後及び事業実施2ヵ月後にアンケート調査を実施した。
事業実施効果の測定・把握を行うための評価手法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための事業対象者に対する本格的な調査の手法について、試行調査での課題等を踏まえ、医学の専門家や地方公共団体の委員より成る検討会において検討を行い、①参加した事業に対する評価、②事業実施前後における事業対象者本人や家族の取組の変化及びQOLの変化、③事業対象者本人の症状の変化、④事後調査票と追跡調査票にID番号を付与することによる結果の連結、を内容とする共通調査票の案を作成した。

平成21年度環境保健分野に係る調査研究概要

調査研究課題名	調査研究の概要
<p>3分野16課題について実施</p> <p>分野 I 小児・思春期を対象とした環境保健事業の事業実施効果の適切な把握及び事業内容の改善方法に関する調査研究</p> <p>1. 健康相談事業の効果的な実践及び改善のための評価手法に関する調査研究</p> <p>2. 健康診査事業の効果的な実践及び改善のための評価手法に関する調査研究</p> <p>3. 水泳訓練教室の効果的な実践及び改善のための評価手法に関する調査研究</p> <p>4. ぜん息キャンプの効果的な実践及び改善のための評価手法に関する調査研究</p> <p>5. ぜん息患者の自立を支援する長期管理に関する調査研究</p>	<p>健康相談事業について、疾患の状況に合わせて、適切に実施するための障害となる事象の検討、適切な実施方法または実施状況の適切さの評価方法を検討する。</p> <p>2-① 気管支喘息のテーラーメイド的予知に基づく発症予防法と QOL 調査票を導入した独創的評価法の確立に関する調査研究 気管支喘息に関し、簡易遺伝子検索法を導入し、テーラーメイド的発症予知に基づいたテーラーメイド予防指導を確立するとともに、確立された QOL 調査票を導入し、テーラーメイド指導の効果の多面的な評価法を独創的に確立する。</p> <p>2-② 健康診査事業の効果的な実践及び改善のための評価手法に関する調査研究 4歳以下の乳幼児を対象に、喘息を疑わせる乳幼児期の喘鳴性疾患の患児に対して、喘息の主要な症状である喘鳴と咳嗽について注目し、これらの客観的な評価法を確立する。</p> <p>水泳訓練教室等の事業において、ぜん息症状やピークフロー、呼気中 NO 等から構成される自己管理評価票を作成し、自己管理教育用のツールの意義を明らかにするとともに、自己管理教育のためのプログラムを作成する。</p> <p>喘息キャンプに参加する患児の呼気中一酸化窒素濃度 (eNO) を測定し、気道の状態を客観的な数値として把握することで、キャンプでの保健指導の効果にどのような影響を及ぼすか検証する。</p> <p>5-① ぜん息患者の自立を支援する長期管理に関する調査研究 独自の行動科学的アプローチを取り入れたテーラー化指導プログラムを開発し、個別対応プランの活用法を開発し、吸入指導マニュアルを導入した個別指導法の開発等を行う。</p>

調査研究課題名	調査研究の概要
<p>分野Ⅱ 気管支ぜん息患者の年齢階層毎の長期経過・予後を踏まえた健康相談・健康診査・機能訓練事業の事業内容の改善方法に関する研究</p> <p>分野Ⅲ ぜん息発症予防・健康回復のための知識の体系化に関する調査研究</p> <p>1. 小児・思春期を対象とした健康相談・健康診査・機能訓練事業を効果的に実施するために事業従事者が有すべき知識の体系化に関する調査研究</p> <p>2. 成人を対象とした気管支喘息患者に対する効果的な保健指導の実践に関する調査研究</p>	<p>5-② 気道炎症評価にもとづく小児ぜんそく患者の効果的な長期管理法と自己管理支援の確立に関する調査研究 小児気管支喘息患者の健康の回復、増進を目指して、気道炎症モニタリングを取り入れた長期管理及び自己管理指導について検討する。</p> <p>ぜん息の長期予後について、小児喘息の40年間にわたる長期予後の追跡と成人喘息のレセプト調査による治療実態の定期的追跡を行うことで、ガイドライン普及による我が国の喘息治療の進歩を明らかにする。</p> <p>保健師等のコメディカルとのチーム医療を推進するためにアレルギー専門コメディカルの養成のための教育カリキュラムを作成し、それに合わせたテキスト、研修会、eラーニングシステムを作成し、その評価を行う。</p> <p>2-① 『喘息死ゼロ』実現に向けた、薬剤師吸入指導の実態調査と吸入指導セミナーの効果検討に関する調査研究 不適切な吸入デバイス操作の原因を明確化かつ是正し、調剤薬局を含めた薬剤師の患者吸入指導状況の実態調査を行い、その結果を受け、均一で効果的な吸入指導が提供できるよう、薬剤師対象の吸入指導セミナーを行い、その効果を検討する。</p> <p>2-② ぜん息患者および未発症成における気道炎症病態と大気汚染状況との関連に関する調査研究 ぜん息群および非ぜん息群において一酸化窒素測定と呼気凝縮液の測定による気道炎症病態の解析を行い、これらにDEP等の大気汚染がどう影響するかを検討する。</p> <p>2-③ 吸入ステロイド薬服薬指導の実態と効果的な病薬連携、指導プログラムによる長期管理改善に関する調査研究 医療者と患者のインターフェースの両サイドからアプローチをして、吸入ステロイド薬が喘息患者の気道粘膜に適正にデリバリーされるためのハードル</p>

調査研究課題名	調査研究の概要
<p>3. COPD 患者の機能回復に関する調査研究</p>	<p>を、単に吸入デバイスの効率という道具のレベルでなく、医療者、患者のヒューマンのレベルで明らかにする。</p> <p>2-④ 成人を対象とした気管支喘息患者に対する効果的な保健指導の実践に関する調査研究 患者教育用のテキストを用いて、長期管理の効果を呼吸機能、ぜん息コントロールテストなどにより評価し、ぜん息患者に対する効果的な保健指導を病型、年齢階層、重症度に応じて実践するための方法を確立する。</p> <p>3-① COPD 患者と公害認定患者に対する重症度別、簡便呼吸リハビリテーションプログラムの多施設間無作為比較試験に関する調査研究 COPD 患者 50 名と公害認定患者 50 名のカルテから前方視的に呼吸リハの評価法、呼吸リハの形態、運動療法の種類、実施期間、呼吸リハの OUTCOME などを調査・解析することで、COPD と公害認定患者の重症度別、入院、外来、在宅呼吸リハの特徴とその効果を明らかにする。</p> <p>3-② COPD 患者における日常生活活動性の定量評価法の確立に関する調査研究 COPD 患者の活動性評価法を確立するとともに、確立した評価法を用い、COPD 患者の活動性の規定因子、医療介入による活動性改善の規定因子、活動性改善維持法を検討する。</p> <p>3-③ COPD 患者の在宅生活における機能回復に関する調査研究 中等から重症 COPD 患者の機能回復と重症化予防の視点に立ち、運動療法と効率的な患者教育を実施することで、総合的な QOL を向上させ、医療費を節減させる実践的な医療システムを構築する。</p>

平成21年度大気環境の改善分野に係る調査研究概要

調査研究課題名	調査研究の概要
<p>局地的大気汚染対策に関する調査研究 以下の3研究について実施</p> <p>① 局地汚染地域におけるシミュレーションモデルを用いた各種自動車排出ガス抑制対策の環境改善効果評価手法確立に関する研究</p> <p>② 自然風を駆動力とする高活性炭素繊維（ACF）を用いた高機能NO_x浄化システムの開発研究</p> <p>③ エコドライブによる大気汚染物質の排出低減効果の定量的把握に関する調査</p>	<p>幹線道路沿道において実施される各種自動車排出ガス抑制対策について、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境改善効果を定量的に評価し、地域の実情に応じた対策の選択ができるよう、シミュレーションにより環境改善効果を評価する技術的手法を確立するための検討を行う。</p> <p>NO_x浄化能力が高くかつ低コストの高活性炭素繊維（ACF）ユニットの開発と実証を行い、幹線道路沿道等での適用可能性について検討を行う。</p> <p>環境に配慮した自動車の使用（エコドライブ）による、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出低減効果について、自動車単体の排出ガス性状の実測を中心に、定量的に検討を行う。</p>

平成 21 年度新規調査研究課題の公募について

平成 21 年 4 月 1 日
独立行政法人環境再生保全機構
業務担当理事 斉藤 照夫

独立行政法人環境再生保全機構大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究課題の公募に関する取扱要領（平成 17 年細則第 1 号）第 4 条の規定に基づく調査研究の対象となる分野及び調査研究計画書の提出期限について以下のとおり公表します。

1. 公募の分野

- (1) 小児・思春期を対象とした環境保健事業の事業実施効果の適切な把握及び事業内容の改善方法に関する調査研究
(研究課題： 5 課題)
- (2) 気管支ぜん息患者の年齢階層毎の長期経過・予後を踏まえた健康相談・健康診査・機能訓練事業の事業内容の改善方法に関する調査研究
(研究課題： 1 課題)
- (3) ぜん息発症予防・健康回復のための知識の体系化に関する調査研究
(研究課題： 3 課題)

2. 調査研究計画書の提出期限

平成 21 年 4 月 1 日（水）～平成 21 年 5 月 15 日（金）（当日消印有効）

3. その他

調査研究の目的、調査研究課題、応募資格、調査研究計画書の提出方法等については、別添の公募要領を参照してください。

平成 22 年度新規調査研究課題の公募について

平成 22 年 3 月 1 日
独立行政法人環境再生保全機構
業務担当理事 齊藤 照夫

独立行政法人環境再生保全機構大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究課題の公募に関する取扱要領（17 年細則第 1 号）第 4 条の規定に基づく調査研究の対象となる分野及び調査研究計画書の提出期限について以下のとおり公表します。

1. 調査研究の対象となる分野

一般ユーザーに対するエコドライブの普及による大気汚染の改善手法に関する調査研究

2. 調査研究計画書の提出期限

平成 22 年 3 月 1 日（月）午前 9 時 30 分 ～ 平成 22 年 4 月 15 日（木）午後 6 時まで必着又は持参のこと

3. その他

目的、予算規模、調査研究計画書の提出方法、調査研究課題の採択等については別添書類を参照して下さい。

公害健康被害予防に関する調査研究の評価について

1. 評価の概要

環境保健分野は、平成 21 年度から 1 カ年の研究期間で行っている 15 研究及び 3 カ年の研究期間で行っている 1 研究について評価を実施した。

大気環境の改善分野は、平成 20 年度から 3 カ年の研究期間で行っている 2 研究及び 2 カ年の研究期間で行っている 1 研究について評価を行った。

なお、各項目に係る評価は、基準となる A～E の 5 段階評価結果を 5 点から 1 点に換算し、それぞれの評価をした委員の人数を乗じた値の平均点を算出している。

2. 調査研究評価項目

評 価 軸		事前 評価	年度 評価	事後 評価	
個 別 の 評 価 軸	環境保健及び局地的大気汚染対策の推進への貢献度	○		○	
	研究 成 果 目 標	明確性、的確性	○		
		達成度		○	○
	研究計画	適切さ	○		
		妥当性		○	○
	内容の独自性（他との研究との差別化が可能であるか）		○		○
	社会・経済に対する貢献度		○		○
総合評価		○	○	○	

事前評価：調査研究の実施が決定されるまでに実施

年度評価：各年度の調査研究の終了時に実施

事後評価：調査研究の終了後で、調査研究成果が取りまとめ次第実施

3. 評価軸毎の結果

I 環境保健分野（平成 21 年度評価）

1 健康相談事業の効果的な実践及び改善のための評価手法に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	環境保健対策の推進への貢献度		4	2			3.7
	研究評価の達成度		2	4			3.3
	研究計画の妥当性		2	4			3.3
	内容の独自性		1	4			3.2
	社会・経済に対する貢献度		2	4			3.3
総合評価			2	4			3.3

2 気管支喘息のテーラーメイド的予知に基づく発症予防法と QOL 調査票を導入した 独創的評価法の確立に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	環境保健対策の推進への貢献度	1	4	1			4.0
	研究評価の達成度		5	1			3.8
	研究計画の妥当性	1	5				4.2
	内容の独自性	4	2				4.7
	社会・経済に対する貢献度	2	2	2			4.0
総合評価		3	2	1			4.3

3 健康診査事業の効果的な実践及び改善のための評価手法に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	環境保健対策の推進への貢献度	1	1	4			3.5
	研究評価の達成度		3	2	1		3.3
	研究計画の妥当性	2	2	1	1		3.8
	内容の独自性	3	1	2			4.2
	社会・経済に対する貢献度	1	2	2	1		3.5
総合評価		2	2	1	1		3.8

4 ぜん息キャンプ・水泳訓練教室・スケート教室の効果的な実践及び改善のための
評価手法に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	環境保健対策の推進への貢献度		2	4			3.3
	研究評価の達成度		2	3	1		3.2
	研究計画の妥当性		3	3			3.5
	内容の独自性		1	4	1		3.0
	社会・経済に対する貢献度		2	4			3.3
総合評価			1	5			3.2

5 喘息キャンプの効果的な実践及び改善のための評価手法に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	環境保健対策の推進への貢献度		4	2			3.7
	研究評価の達成度		4	1			3.8
	研究計画の妥当性		1	4	1		3.0
	内容の独自性			5	1		2.8
	社会・経済に対する貢献度		1	4	1		3.0
総合評価			2	4			3.3

6 ぜん息患者の自立を支援する長期管理に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	環境保健対策の推進への貢献度	1	3	2			3.8
	研究評価の達成度		2	4			3.3
	研究計画の妥当性	1	1	2	2		3.2
	内容の独自性	2	2		2		3.7
	社会・経済に対する貢献度		4	1	1		3.5
総合評価		1	3	1	1		3.7

7 気道炎症評価にもとづく小児ぜんそく患者の効果的な長期管理法と自己管理支援の確立に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	環境保健対策の推進への貢献度		3	3			3.5
	研究評価の達成度		4	2			3.7
	研究計画の妥当性		4	1	1		3.5
	内容の独自性		4	1	1		3.5
	社会・経済に対する貢献度		3	2			3.6
総合評価			4	2			3.7

8 気管支ぜん息患者の年齢階層毎の長期経過・予後を踏まえた健康相談・健康診査・機能訓練事業の事業内容の改善方法に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	研究評価の達成度		4	2			3.7
	研究計画の妥当性	2	3	1			4.2
総合評価		2	3	1			4.2

※本研究は研究期間を3年と定めているため、年度評価結果とする。

9 小児・思春期を対象とした健康相談・健康診査・機能訓練事業を効果的に実施するために事業従事者が有すべき知識の体系化に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	環境保健対策の推進への貢献度	2	3	1			4.2
	研究評価の達成度		3	3			3.5
	研究計画の妥当性	2	1	3			3.8
	内容の独自性	1	3	2			3.8
	社会・経済に対する貢献度	3	2	1			4.3
総合評価		1	3	2			3.8

10 『喘息死ゼロ』実現に向けた、薬剤師吸入指導の実態調査と吸入指導セミナーの効果検討に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	環境保健対策の推進への貢献度	1	4	1			4.0
	研究評価の達成度		5	1			3.8
	研究計画の妥当性	1	4	1			4.0
	内容の独自性	1	2	3			3.7
	社会・経済に対する貢献度	1	3	2			3.8
総合評価		1	2	3			3.7

11 ぜん息患者および未発症成における気道炎症病態と大気汚染状況との関連に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	環境保健対策の推進への貢献度	2	3	1			4.2
	研究評価の達成度		3	2	1		3.3
	研究計画の妥当性	2	1	3			3.8
	内容の独自性	2	2	2			4.0
	社会・経済に対する貢献度	2	2	2			4.0
総合評価		2	1	3			3.8

12 吸入ステロイド薬服薬指導の実態と効果的な病薬連携、指導プログラムによる長期管理改善に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	環境保健対策の推進への貢献度		5	1			3.8
	研究評価の達成度		3	3			3.5
	研究計画の妥当性	1	3	2			3.8
	内容の独自性		3	2	1		3.3
	社会・経済に対する貢献度	1	3	2			3.8
総合評価			3	3			3.5

13 成人を対象とした気管支喘息患者に対する効果的な保健指導の実践に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	環境保健対策の推進への貢献度	1	3	2			3.8
	研究評価の達成度	1	4	1			4.0
	研究計画の妥当性	1	4	1			4.0
	内容の独自性	1	2	2			3.8
	社会・経済に対する貢献度	2	3	1			4.2
総合評価		2	2	2			4.0

14 COPD患者と公害認定患者に対する重症度別、簡便呼吸リハビリテーションプログラムの多施設間無作為比較試験に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	環境保健対策の推進への貢献度		3	3			3.5
	研究評価の達成度			4	2		2.7
	研究計画の妥当性		2	3	1		3.2
	内容の独自性	1	2	3			3.7
	社会・経済に対する貢献度	1	2	3			3.7
総合評価			2	4			3.3

15 COPD患者における日常生活活動性の定量評価法の確立に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	環境保健対策の推進への貢献度		4	1			3.8
	研究評価の達成度	1	1	3			3.6
	研究計画の妥当性	1	1	3			3.6
	内容の独自性	1	3	1			4.0
	社会・経済に対する貢献度		3	2			3.6
総合評価		1	2	2			3.8

16 COPD 患者の在宅生活における機能回復に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	環境保健対策の推進への貢献度		4	1			3.8
	研究評価の達成度		2	3			3.4
	研究計画の妥当性		4	1			3.8
	内容の独自性		2	3			3.4
	社会・経済に対する貢献度		3	2			3.6
総合評価			4	1			3.8

II 大気環境の改善分野（平成20年度評価）

1 局地汚染地域におけるシミュレーションモデルを用いた各種自動車排ガス抑制対策の環境改善効果評価手法確立に関する研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	研究成果目標の達成度		4	1			3.8
	研究計画の妥当性	1	3	1			4.0
総合評価			4	1			3.8

2 自然風を駆動力とする高活性炭素繊維（ACF）を用いた高機能 No_x 浄化システムの開発研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	研究成果目標の達成度		3	2			3.6
	研究計画の妥当性	1	3	1			4.0
総合評価			4	1			3.8

3 エコドライブによる大気汚染物質の排出低減効果の定量的把握に関する調査

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	研究成果目標の達成度		4	1			3.8
	研究計画の妥当性		3	2			3.6
総合評価			3	2			3.6

平成 21 年度知識の普及事業実施状況

1. 講演会等

(1) 開催状況 5カ所、647人

実施時期	開催場所	参加者数 (保育児童を含む)
平成 21 年 8 月 7 日 (金)	神奈川県 三浦合同庁舎 4 階	49 人
平成 21 年 10 月 5 日 (月)	東京都 都庁第一本庁舎 5 階大会議場	261 人
平成 21 年 11 月 14 日 (土)	四日市市 総合会館 8 階視聴覚室	95 人
平成 22 年 1 月 9 日 (土)	神戸市 勤労会館 7 階大ホール	85 人
平成 22 年 1 月 21 日 (木)	富士市 フィランセ西館 4 階大ホール	157 人

(2) アンケート調査の結果

参加者	回答者	回答率	4 段階及び 5 段階評価で 上位 2 段階までの評価	
647 人	366 人	56.5%	93.1%	341 人

2. 講習会

(1) 開催状況 12カ所、1,092人

実施時期	開催場所	受講者数
平成21年5月8日(金)	名古屋市 熱田保健所	32人
平成21年6月23日(火)	川崎市 総合福祉センター (エポックなかはら)	204人
平成21年6月29日(月)	川崎市 中原区役所	14人
平成21年7月23日(木)	神奈川県 大和保健福祉事務所	41人
平成21年7月30日(木)	神戸市 勤労会館講習室	107人
平成21年8月19日(水)	南房総市 富山公民館	27人
平成21年8月24日(月)	渋谷区保健所 3階講堂	23人
平成21年11月16日(月)	川崎市 中原休日急患診療所	21人
平成21年12月9日(水)	名古屋市 鯉城ホール	313人
平成22年2月20日(土)	静岡県 清水マリニビル展示室	165人
平成22年2月20日(土)	吹田市 市立吹田市民病院新館3階 講義室	101人
平成22年3月9日(火)	杉並区 区立杉並第四小学校体育館	44人

(2) アンケート調査の結果

参加者	回答者	回答率	有意義調査で上位2段階までの評価	
1,092人	935人	85.6%	95.4%	892人

3. ぜん息電話相談事業

(1) 実施状況

実施期間	相談時間	相談員	相談件数
平成21年4月1日～平成22年3月31日 月～金 (祝日・土日除く)	9時～17時	専門医又は看護師	903件

(2) アンケート調査の結果

利用者	回答者	回答率	5段階評価で上位2段階までの評価	
903人	789人	87%	95%	747人

4. 低公害車フェア等

(1) 開催状況 5カ所、334,500人

実施時期	開催地	開催場所	内容	来場者数
平成21年6月6日～7日	横浜市	横浜みなとみらい21赤レンガ倉庫特設会場	低公害車の展示 92台・試乗 14台、ミニシンポジウム、ステージイベント、エコドライブ普及啓発等を実施	93,000人
平成21年9月20日	名古屋市	久屋大通公園	低公害車等の展示 13台、エコドライブ普及啓発等を実施	42,500人
平成21年10月11日～12日	埼玉県	越谷レイクタウン駅前 見田方遺跡公園	低公害車の展示 15台・試乗 2台、エコドライブ普及啓発等を実施	9,000人
平成21年10月17日～18日	北九州市	リバーウォーク北九州	低公害車等の展示 6台、エコドライブ普及啓発等を実施	150,000人
平成21年12月4日～7日	大阪府	インテックス大阪	低公害車の展示 8台・試乗 4台、エコドライブ普及啓発等を実施	40,000人

(2) アンケート調査の結果

来場者数	回答者	回答率	5段階評価で上位2段階までの評価	
334,500人	4,012人	1%	85%	3,422人

5. 大気汚染防止推進月間におけるポスター

応募総数：7,002 点

(応募内訳)

小学生：1,001 点、中学生：4,352 点、高校生：1,315 点、その他 334 点

6. エコドライブコンテスト

参加事業所数：9,733 事業所

参加車両台数：146,287 台

7. エコドライブセミナー

(1) 開催状況

- ・エコドライブコンテスト募集期間中 7カ所、1,000 人

実施時期	開催場所	参加者数
平成 21 年 5 月 27 日 (水)	大阪府 大阪歴史博物館	110 人
平成 21 年 6 月 10 日 (水)	東京都 アジュール竹芝	130 人
平成 21 年 6 月 16 日 (火)	埼玉県 浦和地方庁舎講堂	50 人
平成 21 年 6 月 19 日 (金)	茨城県 茨城県市町村会館	200 人
平成 21 年 6 月 22 日 (月)	北九州市 北九州国際会議場	80 人
平成 21 年 6 月 26 日 (金)	名古屋市 中区役所ホール	330 人
平成 21 年 6 月 30 日 (火)	岡山県 ママカリフォーラム	100 人

- ・エコドライブコンテスト事後 8カ所、850 人

実施時期	開催場所	参加者数
平成 22 年 2 月 6 日 (土)	山梨県 山梨県立文学館	100 人
平成 22 年 2 月 15 日 (月)	名古屋市 熱田区役所講堂	210 人
平成 22 年 2 月 19 日 (金)	宮崎県 宮崎中央保健所	60 人
平成 22 年 2 月 22 日 (月)	愛知県 豊田商工会議所	90 人
平成 22 年 2 月 25 日 (木)	兵庫県 兵庫県トラック協会研修センター	90 人
平成 22 年 2 月 26 日 (金)	東京都 東京都トラック総合会館	100 人
平成 22 年 3 月 1 日 (月)	広島県 広島県トラック総合会館	70 人
平成 22 年 3 月 3 日 (水)	さいたま市 浦和コミュニティーセンター	130 人

(2) アンケート調査の結果

・エコドライブコンテスト募集期間中

参加者数	回答者	回答率	5段階評価で上位2段階までの評価	
1,000人	627人	63%	93%	582人

・エコドライブコンテスト事後

参加者数	回答者	回答率	5段階評価で上位2段階までの評価	
850人	401人	47%	92%	367人

平成 21 年度 研修事業実施状況等

1. 平成 21 年度研修事業実施状況 受講者数 404 人（聴講生を含む）

コース名		実施場所	実施時期	受講者数
初任者研修	(小児)	東京	平成 21 年 6 月 1 日	65 人
	(成人)	東京	平成 21 年 6 月 2 日	
機能訓練研修		東京	平成 21 年 7 月 1 日～7 月 3 日	69 人
保健指導研修 (東日本)	(小児)	東京	平成 21 年 9 月 2 日～9 月 4 日	31 人
	(成人)	東京	平成 21 年 9 月 17 日～9 月 18 日	20 人
保健指導研修 (西日本)	(小児)	大阪	平成 21 年 9 月 30 日～10 月 2 日	55 人
	(成人)	大阪	平成 21 年 10 月 22 日～10 月 23 日	33 人
予防事業フォローアップ研修		東京	平成 21 年 11 月 30 日	57 人
環境改善研修		東京	平成 22 年 1 月 14 日～1 月 15 日	74 人

2. 研修事業アンケート調査結果

回答者から、5 段階中上位 2 段階の評価が約 96%と高い評価を得た。アンケートにおける意見や要望は、平成 22 年度に反映させ、さらに事業の質の向上を図っていく。

研修名	受講者	回答者	回答率	5 段階評価で上位 2 段階までの評価	
				割合	人数
初任者研修	65 人	61 人	93.8%	98.3%	60 人
機能訓練研修	69 人	55 人	79.7%	98.1%	54 人
保健指導研修 (小児)	86 人	69 人	80.2%	95.6%	66 人
保健指導研修 (成人)	53 人	46 人	86.7%	95.6%	44 人
予防事業フォローアップ研修	57 人	50 人	87.7%	94.0%	47 人
環境改善研修	74 人	47 人	63.5%	97.8%	46 人
合計	404 人	328 人	81.1%	96.6%	317 人

地球環境基金助成金の推移

(単位:件、百万円)

			イ案件	ロ案件	ハ案件	合計
H16年度		件数	58	7	138	203
		金額	247	22	446	715
H17年度		件数	57	9	136	202
		金額	235	31	438	704
H18年度		件数	48	7	115	170
		金額	203	23	353	579
H19年度		件数	44	5	125	174
		金額	175	16	402	593
H20年度	一般助成	件数	42	7	102	151
		金額	166	21	325	512
	発展助成	件数	2	1	37	40
		金額	3	3	66	72
	特別助成	件数	0	0	14	14
		金額	0	0	95	94
	小計	件数	44	8	153	205
		金額	168	24	486	678
H21年度	一般助成	件数	26	5	98	129
		金額	99	14	319	432
	発展助成	件数	1	0	38	39
		金額	4	0	77	81
	小計	件数	27	5	136	168
		金額	103	14	396	513
H22年度	一般助成	件数	20	5	92	117
		金額	86	15	324	425
	発展助成	件数	1	1	34	36
		金額	2	3	80	85
	小計	件数	21	6	126	153
		金額	88	18	404	510
計		件数	299	47	929	1,275
		金額	1,219	148	2,925	4,292

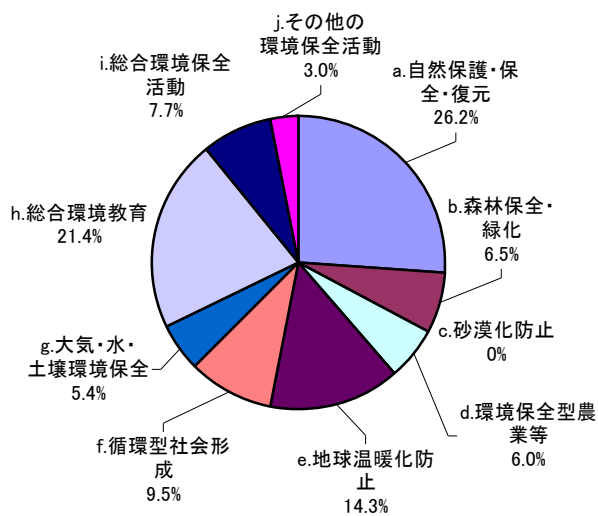
※ 平成16～21年度は確定値であり、平成22年度は内定値である。

イ案件:国内民間団体による開発途上地域の環境保全のための活動
 ロ案件:海外民間団体による開発途上地域の環境保全のための活動
 ハ案件:国内民間団体による国内の環境保全のための活動

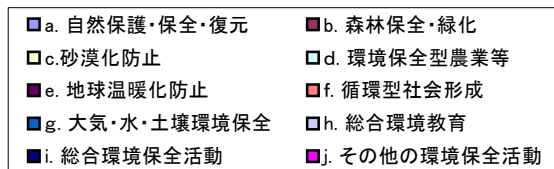
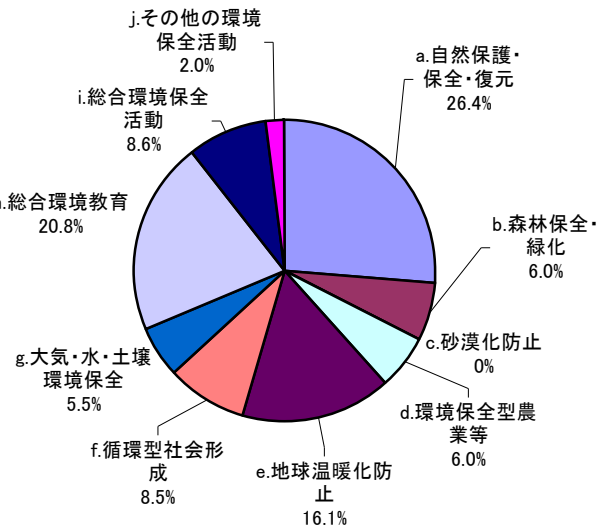
平成21年度地球環境基金助成金分野別件数

活動分野	イ案件	ロ案件	ハ案件	合計	分野別金額 (千円)
a. 自然保護・保全・復元	5	0	39	44	135,482
b. 森林保全・緑化	3	1	7	11	30,803
c. 砂漠化防止	0	0	0	0	0
d. 環境保全型農業等	6	1	3	10	30,909
e. 地球温暖化防止	2	1	21	24	82,842
f. 循環型社会形成	2	0	14	16	43,677
g. 大気・水・土壌環境保全	4	0	5	9	28,165
h. 総合環境教育	3	2	31	36	106,794
i. 総合環境保全活動	2	0	11	13	44,235
j. その他の環境保全活動	0	0	5	5	10,381
G8洞爺湖サミット等関連					
合計	27	5	136	168	513,288

地球環境基金助成金 分野別件数比率



分野別金額比率



平成21年度地球環境基金助成金海外助成実績(イ、ロ案件)

アジア	助成件数			助成額 (千円)
	イ案件	ロ案件	計	
インドネシア	5	1	6	20,187
カンボジア	1	-	1	2,600
タイ	3	0	3	13,351
フィリピン	1	1	2	5,030
ベトナム	2	-	2	8,664
ラオス	1	-	1	2,200
中国	1	0	1	4,601
インド	0	1	1	3,000
バングラデシュ	1	1	2	5,685
東南アジア(広域)	1	-	1	4,502
アジア(広域)	5	1	6	24,130
合計	21	5	26	93,950

中南米	助成件数			助成額 (千円)
	イ案件	ロ案件	計	
ブラジル	1	-	1	3,000
合計	1	0	1	3,000

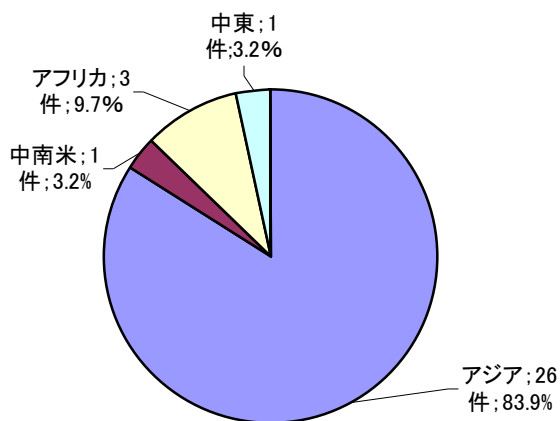
アフリカ	助成件数			助成額 (千円)
	イ案件	ロ案件	計	
ウガンダ	1	-	1	2,343
ケニア	1	-	1	3,872
南アフリカ	1	-	1	3,735
合計	3	0	3	9,950

中東	助成件数			助成額 (千円)
	イ案件	ロ案件	計	
ヨルダン	1	-	1	6,700
合計	1	0	1	6,700

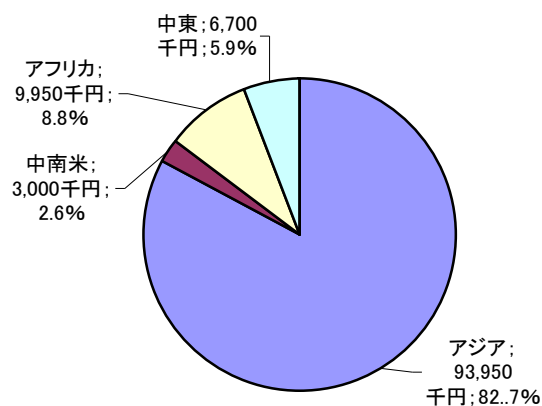
その他	助成件数			助成額 (千円)
	イ案件	ロ案件	計	
国際会議	1	-	1	3,214
合計	1	0	1	3,214

イ 国内の民間団体が行う開発途上地域の環境保全のための活動
 ロ 海外の民間団体が行う開発途上地域の環境保全のための活動

平成21年度助成件数



平成21年度助成金額



海外助成件数:31件

海外助成確定金額:113,600千円

※助成件数及び金額については、海外助成32件中、国際会議の1件を除いて集計したもの

平成20年度助成事業事後評価結果（調査研究：9件）

区分	団体名	プロジェクト名（H20年度）	活動形態	活動分野	調査日	総合評価
イ	(特定)モンゴル環境情報センター	モンゴル・Darhadyn 湿地帯の保全と牧畜が生態系に与える影響調査	調査研究	自然保護・保全・復元	H20.12.4-12.7	A
イ	熱帯林行動ネットワーク	熱帯材合板原料のサプライチェーン確認の取組み推進	調査研究	森林保全・緑化	H21.1.23	D
イ	(特定)アジア太平洋資料センター	持続的な水産資源の利用と管理に関する調査及び情報普及・啓発(3)	調査研究	大気・水・土壌環境保全	H20.12.10-12.13	C
ハ	(特定)くすの木自然館	重富干潟生物減少原因究明のための堆積物調査と河川環境教育	調査研究	自然保護・保全・復元	H21.3.3	A
ハ	(特定)どうぶつたちの病院	マンゲースによるヤンバルクイナの捕食を証明し対策を立案するプロジェクト	調査研究	自然保護・保全・復元	H21.1.13-1.14	C
ハ	淀川水系の水質を調べる会	木津川保全のための水質調査とデータベース利用の促進	調査研究	大気・水・土壌環境保全	H21.2.24	A
ハ	(特定)開発教育協会	「持続可能な開発のための教育(ESD)」総合カリキュラム開発のための調査研究活動(第3期)	調査研究	総合環境教育	H21.3.24	C
ハ	(特定)パートナーシップ・サポートセンター	企業の環境・CSR活動等に関する調査・分析および促進へ向けたアプローチ・ツールの検討 III	調査研究	環境活動情報化	H21.3.6	A
ハ	(特定)新潟水辺の会	「上流長野まで、サケの遡上できる信濃川流域の『川面の目線』による復活運動」	調査研究	総合環境保全活動	H20.11.28-11.29	B

- イ. 国内の民間団体が行う開発途上地域の環境保全のための活動
- ロ. 海外の民間団体が行う開発途上地域の環境保全のための活動
- ハ. 国内の民間団体が行う国内の環境保全のための活動

<平成21年度事後評価対象団体一覧>

区分	団体名	活動名	活動形態	活動分野	新規・継続	国・都道府県	評価実施日
ハ	赤城クリーン・グリーン・エコ・ネットワーク	広域連携による環境教育プログラム策定事業	知識の提供・普及啓発	総合環境教育	継続	群馬県	H22. 3. 13
ハ	こども国連環境会議推進協会	アジアの持続可能な発展を目指した教育の推進及び啓発活動	知識の提供・普及啓発	総合環境教育	継続	東京都	H22. 1. 31
ハ	全国青年環境連盟(エコリーグ)	東アジアの青年環境活動支援を目的とした日本の青年人材育成事業	知識の提供・普及啓発	総合環境教育	継続	東京都	H21. 12. 1
ハ	(特定)フリンジシアタープロジェクト	「環境警察 2209」全国実施およびシンポジウム開催プログラム	知識の提供・普及啓発	総合環境教育	継続	京都府	H22. 2. 6
ハ	よみがえれ四万十源流の会	四万十川源流における自然環境保全・普及啓発活動	知識の提供・普及啓発	総合環境保全活動	継続	高知県	H22. 1. 23～24

- イ. 国内の民間団体が行う開発途上地域の環境保全のための活動
- ロ. 海外の民間団体が行う開発途上地域の環境保全のための活動
- ハ. 国内の民間団体が行う国内の環境保全のための活動

<平成21年度から平成25年度までの評価実施計画>

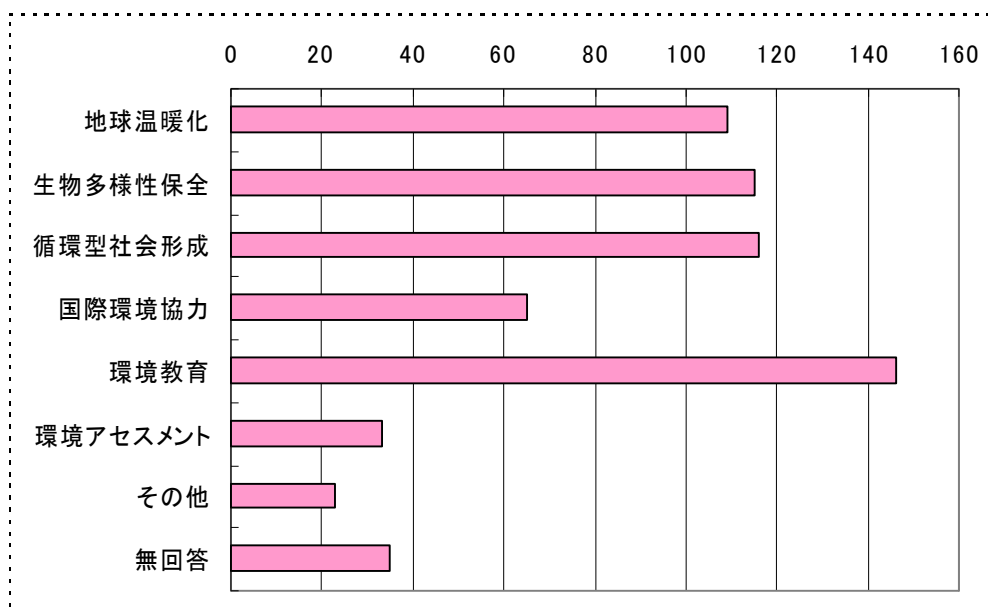
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
活動形態	知識の提供・普及啓発		実践		調査研究
評価の中心となる分野	総合環境教育	地球温暖化防止	生物多様性保全	未定	全ての分野

平成21年度 研修事業実施状況

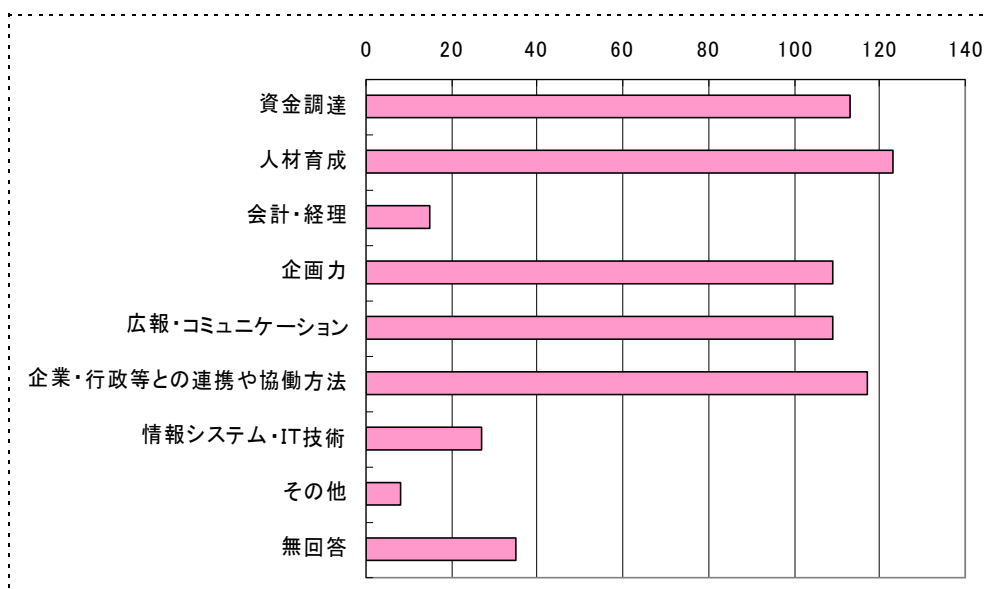
研修名	開催場所	開催日	参加者数	(有意義回答率) (%)	
地球環境基金助成団体活動報告会	東京都新宿区	10月17日(土)、18日(日)	118	100%	
環境NGO・NPO地域ワークショップ	札幌市	12月12日(土)、13日(日)	23	100%	
	名古屋市	1月17日(日)	39	100%	
	京都市	1月23日(土)、24日(日)	29	100%	
	徳島市	1月16日(土)	56	100%	
環境保全に取り組むNGO・NPO運営講座	仙台市	11月14日(土)、15日(日)	17	82%	
	東京都渋谷区	12月11日(金)、12日(土)	11	100%	
	広島市	12月5日(土)、6日(日)	20	100%	
	鳥栖市	10月24日(土)、25日(日)	15	100%	
組織運営出前講座	近畿圏	11月～2月	7団体	100%	
市民活動のための環境アセスメント講座	川崎市	1月16日(土)、23日(土)、24日(日)	15	100%	
国際協力講座	富士吉田市	10月17日(土)、18日(日)	23	100%	
環境保全戦略講座	地球温暖化防止分野	京都市	1月16日(土)、2月6日(土)	23	100%
	生物多様性保全分野	八王子市	10月24日(土)、10月25日(日)	18	100%
	循環型社会形成分野	京都市	10月31日(土)、11月1日(日)、 11月14日(土)	22	100%
	持続可能な開発のための教育(ESD)分野	東京都江東区	12月12日(土)、12月13日(日)	30	100%
海外派遣研修活動体験コース	タイ・バングラデシュ	事前研修:7月26日(日) 現地派遣研修:8/27(木)～9月19日(土) 事後報告会:11月7日	7	100%	
海外派遣研修実践手法スタディコース	フィリピン	事前研修:9月25日(木)、26日(金) 現地派遣研修:11月30日(月)～12月13日(日) 事後報告会:1月29日(金)	5	100%	
			471人 7団体	99%	

平成 21 年度研修・講座におけるアンケート集計結果

1 環境保全活動を進めるために必要としている情報やテーマ（専門知識）：642 件



2 環境保全活動を進めるために必要としている情報やテーマ（組織運営力）：656 件



地球環境基金の運用方針について

地球環境基金の運用については、独立行政法人環境再生保全機構の資金の管理及び運用に関する規程第11条の規定に基づき、下記の方針を作成し実施することとする。

記

1. 運用方針

地球環境基金の運用については、運用収入の確保を考慮し、財政融資資金への預託及び国債等の長期保有を中心として安全確実にかつ有利な運用を行う。

2. 運用対象

国の出資金、民間等出せん金及び財政融資資金預託金等の満期償還金を運用対象とする。

3. 運用方法

独立行政法人環境再生保全機構法第15条第2項に規定されるもののうち、次の有価証券等により運用する。

- ① 国債
- ② 地方債
- ③ 政府保証債
- ④ 金融債
- ⑤ 銀行その他環境大臣の指定する金融機関への預金
- ⑥ 財政融資資金への預託

4. 取引（運用）機関の選定

有価証券及び預金については、機構において実績があり、地球環境基金の運用にかかる情報提供等の営業実績のある金融機関に引合いするものとする。

5. その他

本方針は、地球環境基金の取扱あるいは金融情勢等に特段の変化がない場合は継続して適用する。各年度の運用については実施の都度、資金管理委員会に報告するものとする。

以上

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理基金業務について

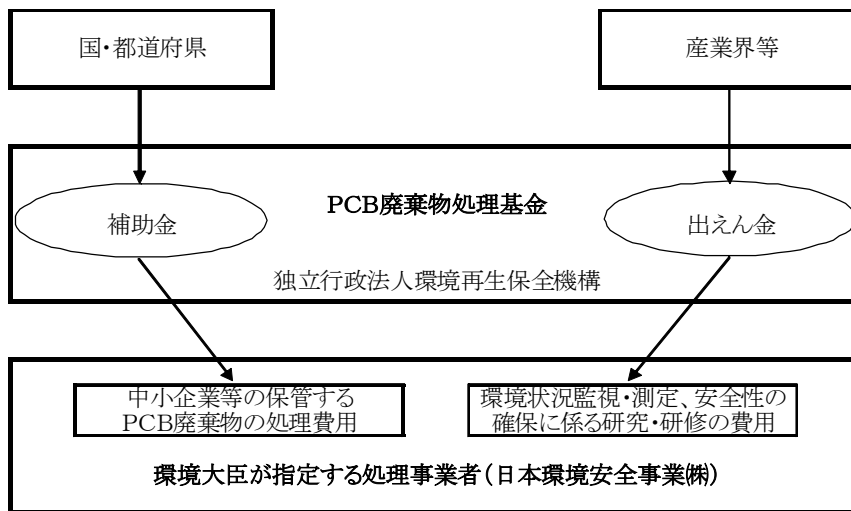
1. 目的

- (1) 中小企業者等が保管する大型のポリ塩化ビフェニル廃棄物（トランス・コンデンサ等）の処理に要する費用の軽減（軽減事業）
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に際しての環境状況の監視・測定、安全性の確保に係る研究・研修の振興促進（振興事業）

2. 造成の方法

- (1) 国及び都道府県は、補助金その他の方法により、機構に対して資金を拠出する。
- (2) 産業界等（製造者等）に対しては、環境大臣が資金の出えん等の協力要請を行う。

3. PCB処理基金のスキーム



4. 拠出状況等(平成 22 年 3 月 31 日現在)

(単位:千円)

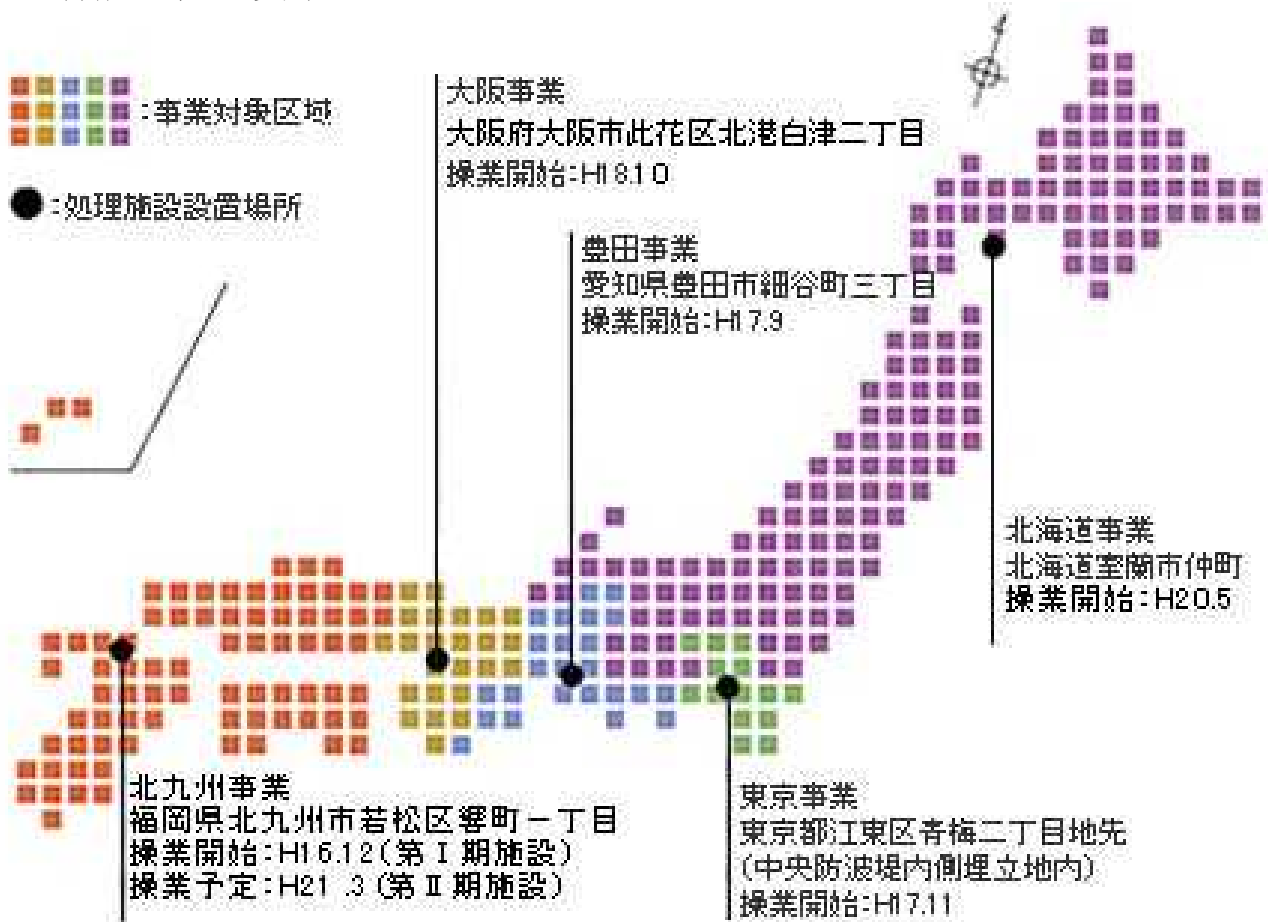
年度区分	国	都道府県	民間出えん金
13	2,000,000	1,254,000 (0)	480,000
14	2,000,000	2,358,000 (716,000)	800
15	2,000,000	2,263,000 (386,000)	0
16	2,000,000	1,906,000 (125,000)	0
17	2,000,000	2,131,000 (219,000)	0
18	2,000,000	2,044,000 (88,000)	0
19	2,000,000	1,963,000 (44,000)	0
20	2,000,000	2,081,000 (81,000)	0
21	2,000,000	2,000,000 (0)	0
累計額	18,000,000	18,000,000	480,800

*都道府県欄の()内書きは、前年度後納分である。

日本環境安全事業株式会社

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の実施状況について

※(平成 22 年 3 月現在)



事業所別処理対象都道府県

- 北海道事業
北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・茨城・栃木・群馬・新潟・富山・石川・福井・山梨・長野
- 東京事業
埼玉・千葉・東京・神奈川
- 豊田事業
岐阜・静岡・愛知・三重
- 大阪事業
滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
- 北九州事業
鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の運用方針について

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金（以下「基金」という。）の運用については、独立行政法人環境再生保全機構の資金の管理及び運用に関する規程（平成17年4月1日規程第3号）（以下、「規程」という。）第11条に基づき、下記の方針を作成し実施することとする。

記

1. 運用方針

国及び都道府県等の助成金及び民間出えん金により基金を造成し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の進捗に対応して法に定められた処理期間内に取り崩して支出するポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の性格から、安全性の確保を最優先に効率的な運用を考慮し国債で運用する。

2. 運用対象

国及び都道府県の助成金、民間出えん金、購入国債の利金及び満期償還金を運用の対象とする。

3. 運用方法

指定事業者（現状：日本環境安全事業㈱）の事業計画において取り崩しの可能性がない金額の範囲内で満期間5年以下の国債で運用する。取引口座開設に際しては顧客資産分別保管契約の締結を条件とする。

基金の受入れ及び短期に支出予定のある額については決済用普通預金で管理する。

4. 取引（運用）機関の選定

国債については、機構において実績があり、かつ過去1年間にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の運用に係る情報提供等の営業実績が良好な証券会社に引合いするものとする。

5. その他

本方針はポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の取扱あるいは金融情勢等に特段の変更がない場合は継続して適用する。各年度の運用については実施の都度、資金管理委員会に報告するものとする。

維持管理積立金業務について

1. 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第85号）に基づき、環境省令で定める最終処分場の設置者が、埋立処分終了後に必要となる維持管理費用を埋立期間中に環境再生保全機構に積み立て、埋立終了後は徐々に必要な額を取り戻して適正な維持管理を行おうとするものである。なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第42号）により、これまで維持管理積立金の対象外であった最終処分場についても平成18年4月1日より対象となった。

2. 制度の概要

(1) 積立て義務

特定最終処分場の設置者は、埋立終了後の維持管理を適正に行うため、埋立開始から埋立終了までの毎年度、各処分場ごとに、都道府県知事が一定の基準に従い算定した額の金銭を維持管理積立金として環境再生保全機構に積み立てるものとする。

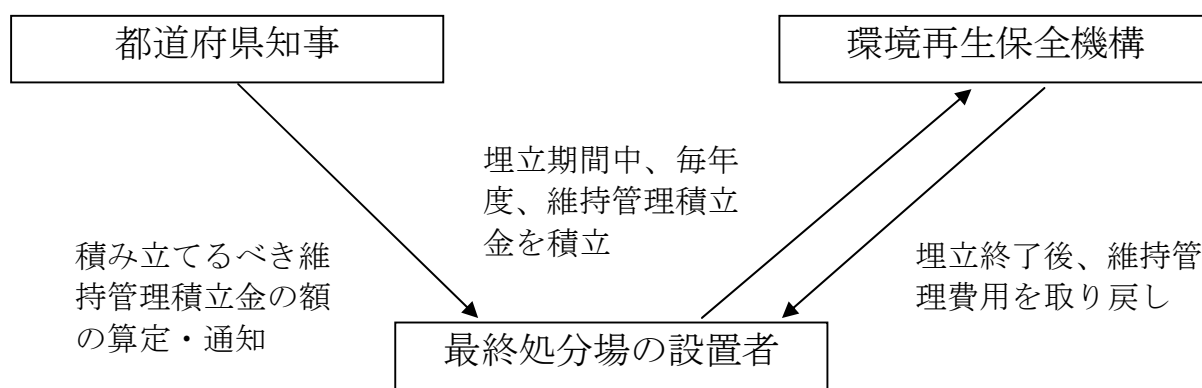
(2) 積立金の管理

維持管理積立金は、環境再生保全機構が管理するものとする。

(3) 積立金の取り戻し

特定最終処分場の設置者は、埋立終了後、最終処分場に係る維持管理を行う場合は当該処分場に係る維持管理積立金を取り戻すことができるものとする。

3. 維持管理積立金のスキーム



維持管理積立金の運用方針について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第4条の8の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第8条の5第3項に規定により管理する維持管理積立金(以下「積立金」という。)の運用については、独立行政法人環境再生保全機構の資金の管理及び運用に関する規程(以下「規程」という。)第11条に基づき、下記の方針のとおり実施することとする。

記

1. 運用方針

法第8条の5第1項に規定する特定一般廃棄物最終処分場の設置者(法第15条の2の3において読み替えて準用する法第8条の5第1項に規定する特定産業廃棄物最終処分場の設置者を含む。以下「最終処分場の設置者」という。)が積み立てた積立金であることを踏まえ、安全性の確保を最優先に運用する。

2. 運用対象

運用対象は、積立金のうち、取戻し申請に対応する額を除いた金額とする。

3. 運用方法

安全性の確保を最優先に、次の方法により運用する。

- (1) 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他環境大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 銀行その他環境大臣の指定する金融機関への預金
- (3) 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の許可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託で元本補てんの契約があるもの

4. 取引(運用)機関の選定

規程第7条の要件を満たす金融機関に引合いするものとする。

5. その他

本方針は、維持管理積立金の取扱あるいは金融情勢等に特段の変更がない場合、継続して適用する。各年度の運用については、実施の都度、資金管理委員会に報告するものとする。

石綿健康被害救済制度平成21年度広報実施計画（概要）

1. 広報活動の目的

石綿健康被害救済事業を様々な広報を通し広く患者さんや関係者等に周知することで、申請手続きが容易に進めるように支援を行うとともに、事業の浸透を図る。

【説明のポイント】

- ・対象者、給付内容について
- ・申請手続き方法について
- ・特に、法改正による変更点について

【実施に当たって】

- ・医師等の医療関係者及び医療機関等への広報・情報提供を強化
- ・環境省及び厚生労働省と連携し、効率的な広報を実施する
- ・地方公共団体等の意見を踏まえ、地域特性を踏まえた効果的な広報を実施する
- ・各種アンケートの結果を踏まえて、広報媒体・広報対象を選定する
- ・基本的周知と特定対象者を想定した広報を行うことでより事業の周知を図る

2. 広報対象と媒体

正確かつ迅速な情報伝達のために広報対象ごとに媒体を選択。

広報対象	広報目的	媒体等	媒体等選定理由
医師 ・ 医療 関係者	患者への周知を促進する。	医師・医療関係者向け専門誌	医師・医療関係者への到達率が高い
	①患者への周知を促進する。 ②石綿関連疾患の診断技術の最新情報等を提供する。	学会等でのセミナー開催及びパンフレット配布	石綿関連疾患に関する医師・医療関係者に対して効果的に周知できる
患者等	患者及び家族に周知を行う	一般向け医療系専門誌	患者及び家族に到達率が高い
地域住民	工場周辺住民、周知事業の結果から、広報強化が必要な地域に周知を行う	①自治体広報紙、②新聞(地方紙)、③郵便局の現金袋・切手袋、④リビング誌、⑤交通公告	・地域住民や工場周辺住民に到達率が高い ・高齢者対象の周知・広報を強化する
特定業種	石綿にばく露歴のある労働者等に周知を行う	石綿にかかわる業種の専門誌、業界団体機関紙	石綿にばく露歴のある労働者に到達率が高い
一般	制度を広く周知する	新聞(全国紙・スポーツ紙)・一般雑誌・WEB・ラジオ(全国)	全国に効果的に広報できる

保健所等	制度を広く周知する	郵便局、病院、介護施設等でのポスター掲示	救済対象者に高齢者が多いことなどを踏まえた掲示場所選定
	知識の向上及び申請手続きや相談に適切な対応を確保する。	保健所担当者を対象とした説明会を行う。	直接申請者と接する担当者に効率的に周知する。

平成 21 年度 広報

1. 実施した広報一覧

事項	内容										
<p>ア. 医療関係者への 広報</p>	<p>(ア) 医師及び看護師の購読率の高い専門誌に広告を実施 (胸部外科、医学の歩み、病理と臨床、臨床画像、日本肺がん学会誌)</p> <p>(イ) 下記の学会等で制度の周知を行なう機構共催セミナー等を実施し、 医師向け手引き「石綿健康被害者の救済へのご協力のお願ひ」等を配布 (計 9 回、延べ 1,700 人参加)。</p> <table border="1" data-bbox="584 696 1139 1189"> <thead> <tr> <th>学 会 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a. 第 98 回日本病理学会総会</td> </tr> <tr> <td>b. 第 26 回日本呼吸器外科学会総会</td> </tr> <tr> <td>c. 第 32 回日本呼吸器内視鏡学会学術集会</td> </tr> <tr> <td>d. 第 84 回日本結核病学会総会</td> </tr> <tr> <td>e. 第 63 回国立病院総合医学会</td> </tr> <tr> <td>f. 第 48 回日本臨床細胞学会秋期大会</td> </tr> <tr> <td>g. 第 63 回呼吸器合同北陸地方会</td> </tr> <tr> <td>h. 第 73 回神奈川県内科医学会集談会</td> </tr> <tr> <td>i. 第 17 回日本 CT 検診学会学術集会</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 第 48 回日本臨床細胞学会秋季大会において、石綿健康被害救済制度 の説明を行うとともに、医師向け手引き「石綿健康被害者の救済へ のご協力のお願ひ」等を配布。</p> <p>(エ) (独) 労働者健康福祉機構主催のアスベスト研修において、医師向け 手引き「石綿健康被害者の救済へのご協力のお願ひ」を配布 (16 回 計 838 部)。</p> <p>(オ) 医師向けの手引き「石綿健康被害者の救済へのご協力のお願ひ」を 配布 (7,000 部)。</p>	学 会 名	a. 第 98 回日本病理学会総会	b. 第 26 回日本呼吸器外科学会総会	c. 第 32 回日本呼吸器内視鏡学会学術集会	d. 第 84 回日本結核病学会総会	e. 第 63 回国立病院総合医学会	f. 第 48 回日本臨床細胞学会秋期大会	g. 第 63 回呼吸器合同北陸地方会	h. 第 73 回神奈川県内科医学会集談会	i. 第 17 回日本 CT 検診学会学術集会
学 会 名											
a. 第 98 回日本病理学会総会											
b. 第 26 回日本呼吸器外科学会総会											
c. 第 32 回日本呼吸器内視鏡学会学術集会											
d. 第 84 回日本結核病学会総会											
e. 第 63 回国立病院総合医学会											
f. 第 48 回日本臨床細胞学会秋期大会											
g. 第 63 回呼吸器合同北陸地方会											
h. 第 73 回神奈川県内科医学会集談会											
i. 第 17 回日本 CT 検診学会学術集会											
<p>イ. 患者等への広報</p>	<p>(ア) 申請・請求手続きについての住民相談会の実施。 (8/31-9/1 大阪、9/11-12 岡山)</p> <p>(イ) 通院若しくは入院している患者及び家族の方に、一般向けがん専門 誌等、病院の待合室等にある雑誌に順次広告を実施 (がんサポート、ケアマネジメントの 2 誌)。</p>										
<p>ウ. 特定地域住民への 広報</p>	<p>(ア) 広告入り現金納入袋の郵便局への備え置き (北海道、群馬県、長野 県、石川県、島根県、沖縄県の 2,656 局、212 万枚配布)</p> <p>(イ) 公共交通機関へのポスター掲出 (4/1-7 前年度からの継続)</p>										

	<p>(JR 東日本、JR 西日本、JR 東海、阪神、南海、近鉄、名鉄、京急、東武、京王)</p> <p>(ウ) リビング紙等による広報の実施 (リビング新聞ネットワーク各社 : 首都圏 16 エリア、大阪・神戸 11 エリア、名古屋 4 エリア、福岡 3 エリアの計 34 エリア) (22/3/27)</p> <p>(エ) JR 東日本の新幹線の LED 表示による広報 (22/1/1-6/30) (東北、上越、長野の新幹線)</p>
エ. 一般向け広報	<p>(ア) 全国紙 (読売、朝日、毎日の 3 紙)、地方紙 (64 紙)、スポーツ紙 (日刊スポーツ、スポーツニッポン、中日スポーツの 3 紙)、JR 時刻表、週刊誌・月刊誌等への広告掲載 (レスリング吉田選手の肖像継続使用)。</p> <p>(イ) ラジオ放送による広報の実施 (TBS 系列「日本全国 8 時です」全国 32 局ネット放送、22 年 1 月)。</p> <p>(ウ) インターネットを利用したリスティング広報の実施 (yahoo 12 月~3 月、google3 月)。</p>
オ. 特定業種向け広報	<p>(ア) 全国産業廃棄物連合会の都道府県協会での広報を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県環境資源保全協会 (前橋会場) での救済制度の説明会 (1/29、200 名参加) ・群馬県環境資源保全協会 (太田会場) での救済制度の説明会 (3/2、400 名参加) ・鹿児島県産業廃棄物協会での救済制度の説明会 (3/8、50 名参加) ・北海道産業廃棄物協会での救済制度の説明会 (3/25、120 名参加) <p>(イ) 制度周知の協力依頼をした業界団体の機関誌への制度に関する広告記事の掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 解体・建廃・再利用の専門誌「イーコンテクチャー」での広報、1 月 b. 産廃処理の総合専門月刊誌「インダスト」に記事及び広告掲載 (2 月号) c. 管工事業界関連の法令等をテーマに扱う情報専門月刊誌「全管連ジャーナル」に記事及び広告掲載 (3 月号)
カ. その他	<p>(ア) 自治体等開催の会議で救済制度の講演を実施 (11/4 : 千葉県、11/9 埼玉県)</p> <p>(イ) 救済法を解説した DVD「アスベスト健康被害と救済」の改訂・配布 (20 年 12 月法改正の内容を反映)</p>

ヒアリング、広報の効果測定

1. ヒアリング等によるニーズ把握

(1) 自治体に対し、自治体との連携、自治体広報誌の利用方法、地元紙の購読状況と掲載方法、地域特性の把握に関してアンケート調査を実施。

→アンケート結果

保健所を所管する 137 自治体にアンケート調査を実施。その結果、地域に密着した地方紙の提案が多く寄せられた。

(2) 折り込みチラシ広報を実施した 5 自治体（尼崎市、羽島市、西宮市、堺市、泉南市）にアンケート調査を実施（5/12）

○アンケート結果

- ① 折込広告効果（効果あった 3 市、どちらともいえない 2 市）
- ② 自治体への問合せ（増えた 3 市、変わらない 2 市）
- ③ 今後の折込広告（依頼があれば行う 3 市、検討する 2 市）

2. 広報の効果測定

(1) 全国紙

- ① 広告を確かに見た／見たような気がする 58.9～78.0%
- ② 広告に関心を持った 40.8～53.1%
- ③ 広告内容を周囲に伝えたい 61.5～69.6%

(注) 各社サンプルの抽出方法、総数の取り方、質問票が異なるため、単純な相互比較はできない。

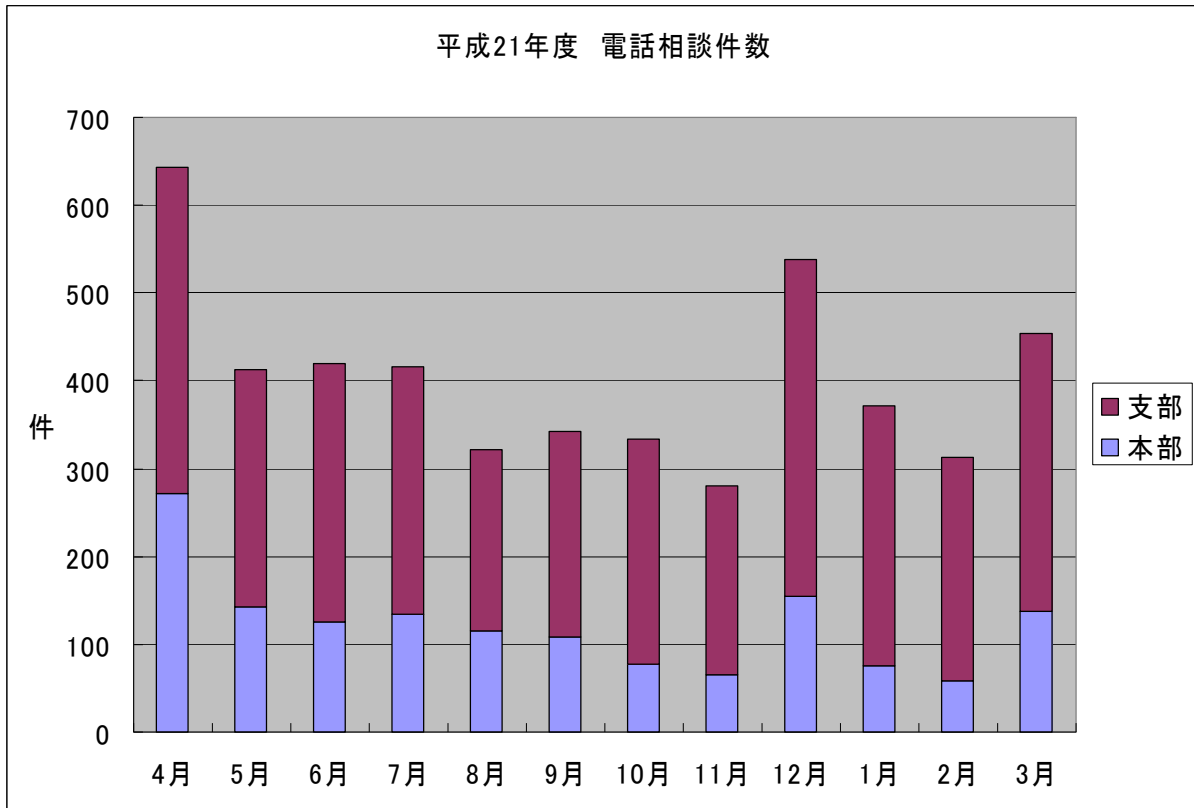
(2) スポーツ紙

- ① 広告を確かに見た／見たような気がする 57.0～64.7%
- ② 広告に関心を持った 40.4～48.9%
- ③ 広告内容を周囲に伝えたい 55.9～63.1%

申請者等への相談の実施

事項	内容
ア. 相談窓口、フリーダイヤル設置	<p>(ア) 前年度より引き続き、本部・大阪支部で相談、フリーダイヤル受付を行った。また、新たに給付課専用のフリーダイヤルを12月に設置し、既認定患者等に利便性を図った。</p> <p style="text-align: center;">22年3月末現在：相談4,846件（本部1,467件 支部3,379件） （フリーダイヤル受付7,200件）</p> <p>(イ) 電話、窓口での応答を申請者にとってより分かりやすいものにするため、Q&A集に加え、電話対応マニュアルを作成。</p>
イ. 現地相談会の試行的実施	<p>(ア) 大阪、岡山において、本部・支部職員による出張住民相談会を実施（8-9月）。 計4日 相談5件</p>
ウ. 保健所担当者等説明会	<p>(ア) 保健所担当者向け説明会を行い、21年度の認定の申請及び救済給付の請求に係る受付業務の取扱い方法を説明。また、中皮腫、肺がんについての医学的知識や労災制度による石綿関係疾患の補償について講義を行い、受付時の対応能力の向上を図った。</p> <p style="text-align: center;">（8-9月：全国7箇所 計290名参加）</p>
エ. ホームページでの情報提供	<p>(ア) 機構ホームページに、申請様式のダウンロード、申請手続及び申請書類の記載例等を掲載</p> <p>(イ) 機構ホームページ「アスベスト(石綿)健康被害(救済給付)」サイトへのアクセス数：63,180件（21年4月1日～22年3月31日）（前年同期実績：69,232件）</p> <p>(ウ) 引き続き、フリーダイヤル受付、相談窓口、機構ホームページ・アスベストサイトを通じて、利用者の意見・要望を聴取・整理し、今後の運用改善の基礎データとする。また、セミナー実施の学会等に機構ホームページへのリンク依頼を行った。</p>

平成 21 年度電話相談総件数
本部 1,467 件 支部 3,379 件

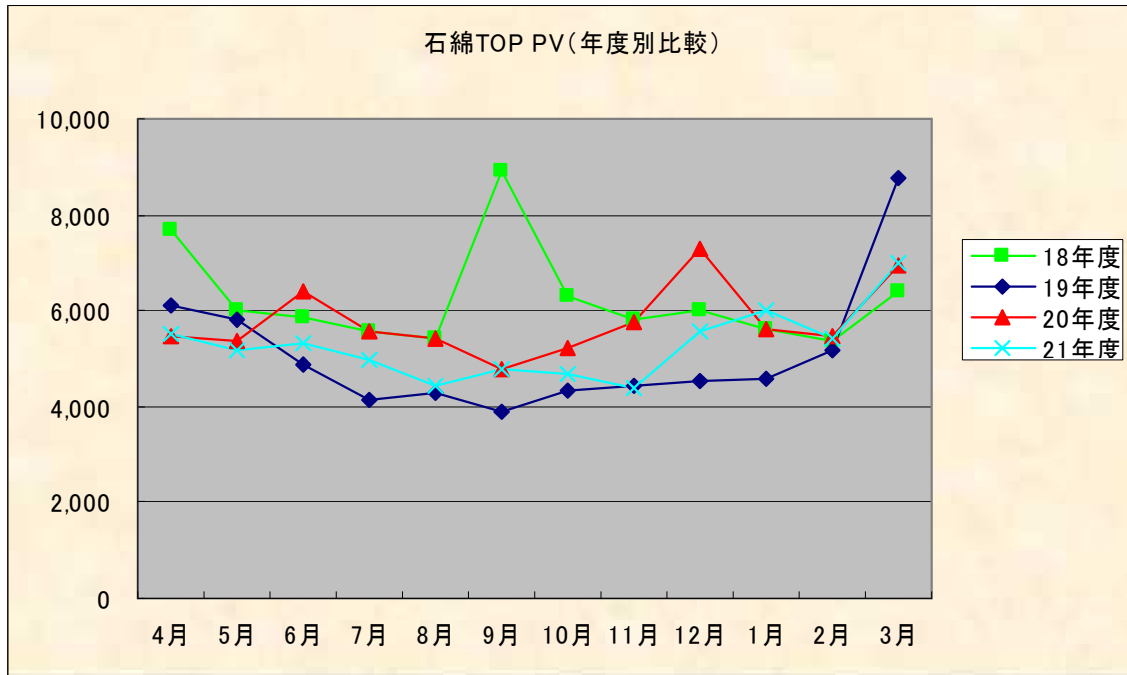


	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
本部	272	143	125	134	116	109	78	66	154	75	58	137	1467
支部	371	270	294	282	206	233	256	215	384	296	255	317	3379
合計	643	413	419	416	322	342	334	281	538	371	313	454	4846

電話相談内容の内訳

	制度について	手続	健康不安	苦情	その他	計
合計	1,534	2,119	86	7	1,100	4,846

機構ホームページ中「アスベスト（石綿）健康被害」のページ
アクセス数の推移



アンケート調査結果概要（平成 21 年度）

1. 被認定者及びその遺族に対するアンケート

アンケート対象者	回収件数	主な回答結果
a. 被認定者 (認定通知送付時に実施)	400	<ul style="list-style-type: none"> ○救済制度を知った経緯 病院等医師 64.0%、新聞広告 14.8% 保健所・地方環境事務所 14.3%、ポスター・チラシ 10.0% ○申請手続をするための連絡・相談先 主治医 49.5%、機構 44.5%、保健所等 42.5% ○要望等 <ul style="list-style-type: none"> ・認定までの時間が長い ・進捗状況を教えてほしい など
b. 手帳交付者 (5月、現況届と同時に実施)	386	<ul style="list-style-type: none"> ○石綿健康被害医療手帳についての医師の認知度は向上。 手帳について病院の人が知っていた（前年度 51.1%→58.2%） ○制度の満足度については、半数以上（60.9%）が満足。 ○今後見直した方がよいことについては、以下の意見が特に多い。 <ul style="list-style-type: none"> ・認定までの審査期間 30.6% ・給付金額 26.2%
c. 未申請死亡者の遺族 (認定通知送付時に実施)	101	<ul style="list-style-type: none"> ○救済制度を知った経緯 新聞広告 38.6%、病院 28.7%、ポスター・チラシ 12.3%、 機構からの連絡 9.9%、労働基準監督署 8.9% ○認定の手続きがスムーズに行えたとの回答が 74.3% ○要望等 <ul style="list-style-type: none"> ・病院で制度に関する説明があるとよかった ・認定までの時間が長い など

2. 医療関係者に対するアンケート

医療関係者の救済制度認知度、ニーズ等を把握するため、学会セミナー等で参加者にアンケート調査を実施。9学会で述べ380件アンケートを回収した。

<主な回答結果>

○制度の認知度について

- ・救済制度の内容まで知っている 29.5%
- ・制度があることは知っている 62.6%

○セミナーで関連疾患や制度についての理解が深まったとの回答は 92.1%

○主なコメント

- ・画像診断、病理所見のポイントが分かりやすかった。
- ・申請のために患者さんが来られるが、どうすべきかよくわかった。
- ・中皮腫診断の重要性がわかった

制度運営の運用状況に関する情報収集・調査（平成 21 年度）

ア. ばく露等状況調査	森永医師を委員長とするばく露等検討委員会を設置。当委員会で決定した調査方針に基づき、ばくろ分類、居住歴、職歴についてのデータの集計・解析を行った。
イ. 石綿小体計測精度管理事業	神山教授を委員長とする委員会を設置し、労災病院、国立病院機構山陽病院等 12 機関の参加の下、精度管理事業を実施。
ウ. 海外制度の情報収集	<p>(ア) 各国招聘者との情報交換 (2/1)、国際シンポジウム (2/2) を開催</p> <p>a. 国際シンポジウム イギリス、オランダ、ベルギー、フランス及び日本の救済制度について、各国の実務者から直接に最新情報を説明するシンポジウムを開催、関係機関、患者団体等より 117 名の参加を得た。</p> <p>b. 各国招聘者との情報交換 招聘者（イギリス、オランダ、ベルギー、フランス）、環境省、厚生労働省及び機構職員により制度運用等について情報交換を行った。</p> <p>(イ) アンケート調査結果</p> <p>a. 各国の救済制度については、92%が理解したと回答</p> <p>b. シンポジウム全体については 97%の者が、有意義であったと回答</p> <p>c. その他、他の国の情報もほしいなどのコメントがあった</p>

ホームページ公表・記者発表概要

(1) ホームページ公表

(平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日)

内 容	回 数
受付・認定等状況累計	12
申請・請求受付状況（都道府県別）	12
申請・請求認定状況（都道府県別）	12
認定申請に係る認定状況（都道府県別）	15
施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求に係る認定状況（都道府県別）	19
未申請死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求に係る認定状況（都道府県別）	15
認定申請及び特別遺族弔慰金等の請求に係る認定状況（累計：都道府県別）	21
平成 20 年度統計資料	1
石綿健康被害救済制度における住民相談会の実施について	1
国際シンポジウム「欧州・日本のアスベスト健康被害について」の開催案内及び結果報告	2
中皮腫による死亡者の遺族の救済を図るための周知事業の結果報告について	1
計	111

(2) 記者発表

内 容	回 数
医療費の支給に係る認定状況	13
施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況	17
未申請死亡者に係る特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況	13
中皮腫による死亡者の遺族の救済を図るための周知事業の結果報告について	1
平成 20 年度統計資料	1
石綿健康被害救済制度における住民相談会の実施及び結果について	2
計	47

申請・請求受付の状況（平成 21 年度）

1 受付状況（平成 21 年度要処理件数）

（平成 22 年 3 月末現在）

区 分		中皮腫	肺がん	その他	計	
療養中の方	前年度まで 受付	医学的判定 中	144	88	—	232
		医学的判定 の準備中	—	—	—	178
	平成 21 年度受付		(688) 589	(270) 191	(34) 11	(992) 791
	計		—	—	—	(1,491) 1,201
施行前死亡 者の遺族	前年度まで 受付	医学的判定 中	4	35	—	39
		その他審査 中				458 [389]
	平成 21 年度受付		(858) 243 [194]	(87) 28 [1]	(17) 3 [0]	(962) 274 [195]
	計		—	—	—	(1,091) 771 [584]
未申請死亡 の遺族	前年度まで 受付	医学的判定 中	33	14		47
		医学的判定 の準備中	—	—	—	64
	平成 21 年度受付		(85) 140	(34) 40	(1) 4	(120) 184
	計		—	—	—	295

療養者の認定等の状況（平成 21 年度）

1) 療養者の認定等状況（平成 21 年度、年度末現在）

		中皮腫	肺がん	その他	計
認定		461	113	—	574
不認定		54	71	3	128
取下げ		72	32	11	115
審査中	追加資料依頼中	83	58	—	141
	医学的判定中	59	17	—	76
	機構審査中	—	—	—	183
計		—	—	—	1,217

2) 療養者についての処理期間の推移（平成 18～20 年度）

	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度				
	認定等決定までの平均処理日数	申請から医学的判定申出までの平均日数	認定等決定までの平均処理日数	申請から医学的判定申出までの平均日数	認定等決定までの平均処理日数	申請から医学的判定申出までの平均日数			
1 回の医学的判定	173	123	84	181	105	57	177	107	57
複数回の医学的判定		246	86		260	80		241	61

3) 療養者についての審査中のものの状況（平成 21 年度末現在）

年度	受付月	追加資料依頼中	医学的判定中	その他審査中
18 年度	—	0	0	1
19 年度	4-6 月	0	0	1
	7-9 月	0	0	1
	10-12 月	1	0	0
	1-3 月	1	0	2
20 年度	4-6 月	3	0	2
	7-9 月	1	0	1
	10-12 月	6	0	2

	1-3月	6	0	3
21年度	4-6月	12	1	3
	7-9月	35	2	5
	10-12月	68	13	10
	1-3月	8	60	152
計		141	76	183

施行前死亡者の認定等の状況（平成 21 年度）

1) 施行前死亡者の認定等状況（平成 21 年度、年度末現在）

		中皮腫	肺がん	その他	計
認定		619 [552]	9	—	628 [552]
不認定		7 [1]	42	—	49 [1]
取下げ		30 [23]	18	4	52 [23]
審査中	追加資料依頼中	3	21	—	24
	医学的判定中	0	1	—	1
	機構審査中	—	—	—	18
計		—	—	—	772 [576]

2) 施行前死亡者についての処理期間の推移（平成 18～20 年度）

		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度				
		認定等決定 までの平均 処理日数	請求か ら医学 的判定 申出ま での平 均日数	認定等決定 までの平均 処理日数	請求か ら医学 的判定 申出ま での平 均日数	認定等決定 までの平均 処理日数	請求か ら医学 的判定 申出ま での平 均日数			
医学的判定を 要する案件	1 回	257	231	187	408	326	277	329	165	105
	複数回		325	191		426	207		382	120
医学的判定を要しない 案件		146		—	134		—	81		—

3) 施行前死亡者についての審査中のものの状況（平成 21 年度末現在）

年度	受付月	追加資料依頼中	医学的判定中	その他審査中
18 年度	—	0	0	0
19 年度	—	0	0	0
20 年度	4-6 月	1	0	1
	7-9 月	2	0	0
	10-12 月	1	0	0
	1-3 月	6	1	4
21 年度	4-6 月	4	0	1
	7-9 月	5	0	0
	10-12 月	4	0	1
	1-3 月	1	0	11
計		24	1	18

未申請死亡者の認定等の状況（平成 21 年度）

1) 未申請死亡者の認定等状況（平成 21 年度、年度末現在）

		中皮腫	肺がん	その他	計
認定		111	27	—	138
不認定		35	25	1	61
取下げ		10	3	1	14
審査中	追加資料依頼中	26	9	—	35
	医学的判定中	16	4	—	20
	機構審査中	—	—	—	27
計		—	—	—	295

2) 未申請死亡者についての審査中のものの状況（平成 21 年度末現在）

年度	受付月	追加資料依頼中	医学的判定中	その他審査中
20 年度	12 月	1	0	0
	1-3 月	5	0	0
21 年度	4-6 月	4	1	0
	7-9 月	12	1	0
	10-12 月	13	8	0
	1-3 月	0	10	27
計		35	20	27

保健所説明会の開催

事項	内容
保健所担当者説明会	<p>全国 7 箇所（北海道、東北、関東、中部、近畿、中四国、九州の各地区）で実施。（8-9 月、参加者計 290 名）</p> <p>今年度は救済制度の説明に加え、担当者が救済制度と労災制度の違いを理解することにより窓口での申請等受付や他制度への案内をさらに円滑化することを目的として、各地方労働局の労災保険担当者を招聘し、職業上の石綿関連疾患に係る労災補償等について説明をいただいた。また、専門知識の取得を目的に専門家による医学的な説明も一部で実施した。</p> <p>また、アンケートを行い、223 件の回答を得た（前年度 223 件）。主な結果は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請・給付の手続きについて、「理解した」（「十分理解した」または「ほぼ理解した」と回答した人の割合が前年度に比して増加。（前年度 83.8%→87.0%） ○申請等受付業務について「理解した」と回答した人の割合も増加。（前年度 85.7%→92.0%） ○石綿関連疾患に係る労災補償と特別遺族給付金について「理解した」との回答は 84.3%

第1回契約監視委員会点検等の概要

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)により、環境再生保全機構に設置した契約監視委員会を平成22年1月22日に開催し、環境再生保全機構における随意契約等の点検・見直しを行った。

1. 20年度随意契約等の点検等

20年度に締結した随意契約25件について、随意契約理由の妥当性を中心に点検を実施。その結果、以下のとおり、機構自らが改善することとした内容等が妥当と判断された。

[点検結果]

- ・競争的契約に移行するもの 7件
 - ・随意契約として継続するもの 5件
 - ・特段の指摘なし(20年度限りのもの) 13件
- 計 25件

[意見]

- ・ 随意契約として継続する「低公害車フェア」の実施主体である実行委員会(契約相手先)の意思決定のメカニズム等については、検討すること。

2. 一者応札・一者応募の点検等

20年度に一者応札等となった28件について、公告期間の適正性を中心に点検を実施。その結果、以下のとおり、現状及び機構自らが改善することとした内容等が妥当と判断された。

[点検結果]

- ・公告期間の見直し(適正な期間の確保) 10件
 - ・参加条件の変更(参加資格の緩和) 2件
 - ・その他(業者の準備期間の確保) 2件
 - ・その他の見直し(20年度限りで取りやめるもの) 1件
 - ・特段の指摘なし 17件
- 計 28件

(※点検結果については、重複して見直しがあるため計と一致しない。)

[意見]

- ・ 入札説明会の参加を資格条件とする場合、説明会開催日から入札までの標準的な期間を検討すべき。

第2回契約監視委員会点検等の概要

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)により、環境再生保全機構に設置した第2回契約監視委員会を平成22年3月29日に開催し、環境再生保全機構における随意契約等の点検・見直しを行った。

1. 21年度契約事前点検結果

21年度末までに契約を締結した事案のうち、「前回競争性のない随意契約」及び「前回一者応札・一者応募」は該当がなかったため、「新規案件」1件について点検を実施。

この「新規案件」は一者応札であったが、資格要件、公告期間で不適切等の問題もないことから、特段の指摘はないと判断された。

〔意見〕

- ・ 本件に問題はないが、年末年始等が入る場合の日数には配慮を行うこと。

2. 新たな「随意契約等見直し計画」

第1回契約監視委員会での点検結果を踏まえた、新たな「随意契約等見直し計画」の素案について検討を実施。この計画内容は、点検結果を反映したものとして妥当と判断された。

3. 第1回委員会での意見に対する検討結果

- ① 低公害車フェアの業務委託契約について、委託先（実行委員会等）に対して、競争的手続きにより運営業者を選定するよう義務付け、若しくは要請を図る等の措置により対応することを報告し、委員会として了承された。
- ② 説明会を入札の資格要件とする場合の標準的な期間の設定について、説明会開催から入札日までの標準的な期間の設定を報告し、委員会として了承された。

随意契約見直し計画

平成19年12月
独立行政法人環境再生保全機構

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成18年度に締結した随意契約について、点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争(企画競争・公募を含む)に付すこととした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(30.6%) 34	(41.2%) 300
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(29.7%) 33	(36.3%) 265		
随意契約		(70.3%) 78	(63.7%) 465	(24.3%) 27	(18.1%) 132
合 計		(100%) 111	(100%) 729	(100%) 111	(100%) 729

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(0.0%) 0	(0.0%) 0
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(25.0%) 1	(36.2%) 5		
随意契約		(75.0%) 3	(63.8%) 9	(25.0%) 1	(39.1%) 5
合 計		(100%) 4	(100%) 14	(100%) 4	(100%) 14

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(31.8%) 34	(41.9%) 300
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(29.9%) 32	(36.3%) 260		
随意契約		(70.1%) 75	(63.7%) 456	(24.3%) 26	(17.7%) 127
合 計		(100%) 107	(100%) 716	(100%) 107	(100%) 716

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

2. 随意契約見直し計画達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期

(1) 上記の見直しで、競争入札又は企画競争・公募に移行するとしたものについては、速やかな移行を図ることとする。

(2) 上記見直しと併せて、以下についても検討を行う。

① 複数年度契約の拡大

システム関連等の複数年度にわたる契約については、一般競争入札等による複数年度契約の拡大を検討する。

② 総合評価方式の導入

システム開発等に係る契約については、総合評価方式による一般競争入札の導入を検討する。

③ 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量を勘案し、電子入札の導入を検討する。

(3) 随意契約によることとした理由等について契約担当部以外の者の審査・決裁を経ることにより、随意契約の適正化に努める。

(注) 個別契約の移行時期及び手順については、「平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況」に記載。

随意契約等見直し計画

平成22年4月
独立行政法人環境再生保全機構

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成20年度に締結した随意契約について、点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、原則として競争（企画競争・公募を含む）に付すこととする。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(83.7%) 128	(90.8%) 1,732,687	(96.7%) 148	(98.5%) 1,880,369
競争入札	(52.9%) 81	(69.7%) 1,330,635	(63.4%) 97	(76.1%) 1,452,615
企画競争、公募等	(30.8%) 47	(21.1%) 402,052	(33.3%) 51	(22.4%) 427,754
競争性のない随意契約	(16.3%) 25	(9.2%) 175,782	(3.3%) 5	(1.5%) 28,100
合 計	(100%) 153	(100%) 1,908,469	(100%) 153	(100%) 1,908,469

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度に締結した競争性のある契約のうち、一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり改善を図ることとする。

今後、この改善を図りつつ契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	128	1,732,687
うち一者応札・一者応募	(21.9%) 28	(10.0%) 173,140

(注) 上段()は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等の見直しを実施(注1)	(35.7%) 10	(57.0%) 98,682
仕様書の変更	0	0
参加条件の変更	2	7,252
公告期間の見直し	10	98,682
その他	2	25,410
契約方式の見直し	(0%) 0	(0%) 0
その他の見直し	(3.6%) 1	(2.2%) 3,843
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(60.7%) 17	(40.8%) 70,615

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段()は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施。

(2) 随意契約等の見直し

① 公募（参加意思確認型）の活用

情報システムの改修及び調査研究等の実施に当たっては、公募（参加意思確認型）の活用を図り、競争性及び透明性を確保する。

② 総合評価方式の活用

情報システムの構築業務に加え、調査研究及び広報等についても、総合評価方式の活用を検討する。

③ 上記①及び②の推進に資するとともに、適正な契約手続きを実施する観点から、契約マニュアルを平成22年3月に策定し、更なる競争的契約の推進を図る。

(3) 一者応札・一者応募の見直し

① 公告期間の見直し

説明会への参加を資格要件としている場合は、公告から説明会まで10日間確保するとともに、説明会から入札日又は企画書提出までの期間も十分に確保することとする。

② 適正な履行期間の確保

事業者が十分な時間的余裕を持って業務を実施できるよう、契約の適正な履行期間の確保を図ることとする。

③ 事後点検体制の整備

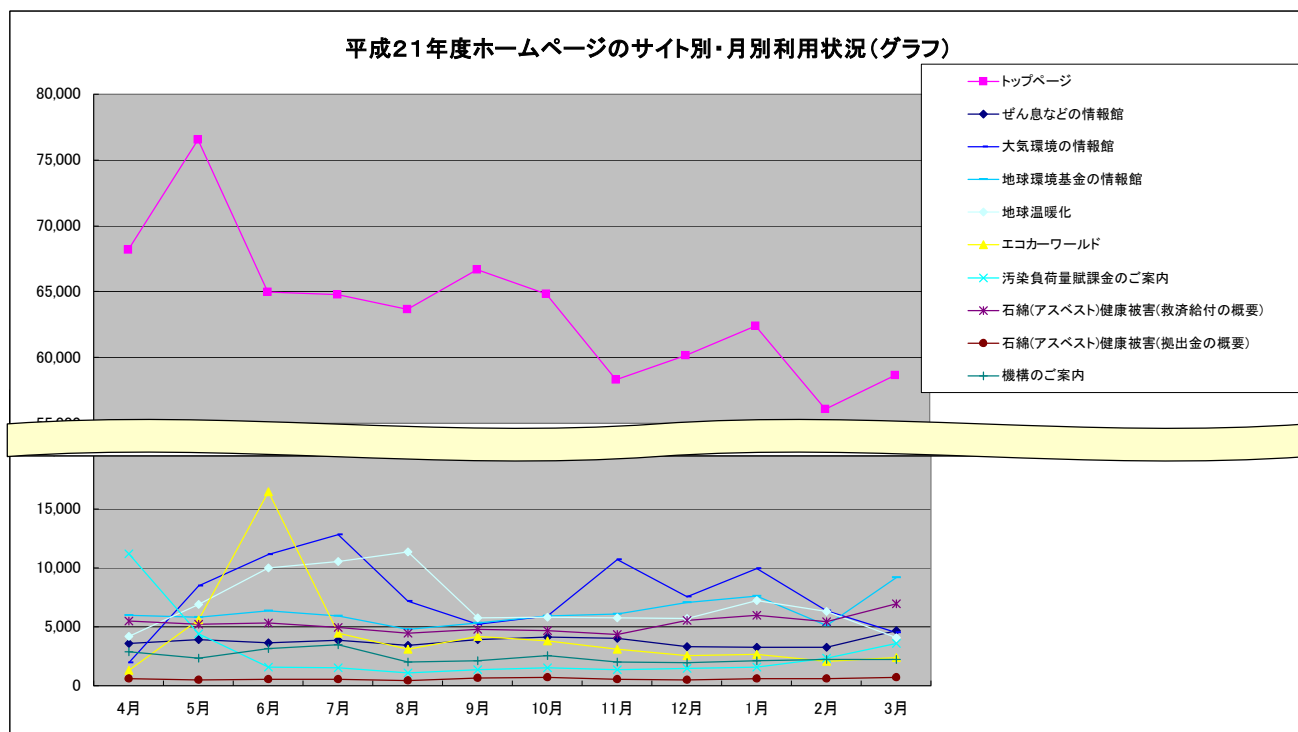
一者応札・一者応募となった案件について、契約担当部において自己点検を実施する。

(4) 電子入札システムの導入

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加及び一者応札の改善状況等を勘案し、電子入札システムの導入を検討する。

ホームページのサイト別・月別利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	20年度	増減比	
トップページへのアクセス数	68,157	76,534	64,963	64,789	63,665	66,684	64,813	58,286	60,166	62,384	56,056	58,654	765,151	463,775	164.98%	
各サイトのアクセス数	ぜん息などの情報館	3,611	3,906	3,643	3,867	3,429	3,915	4,133	4,040	3,310	3,276	3,259	4,697	45,086	55,337	81.48%
	大気環境の情報館	1,964	8,483	11,146	12,831	7,186	5,227	5,923	10,704	7,574	9,933	6,345	4,538	91,854	54,671	168.01%
	地球環境基金の情報館	5,968	5,833	6,382	5,950	4,781	5,338	5,908	6,107	7,078	7,592	5,096	9,177	75,210	112,875	66.63%
	地球温暖化	4,177	6,927	9,975	10,541	11,341	5,771	5,815	5,747	5,700	7,217	6,286	4,062	83,559	207,260	40.32%
	エコカーワールド	1,278	5,572	16,460	4,444	3,089	4,197	3,809	3,121	2,536	2,636	2,054	2,373	51,569	18,327	281.38%
	汚染負荷量賦課金のご案内	11,180	4,383	1,594	1,506	1,090	1,384	1,500	1,357	1,441	1,564	2,342	3,587	32,928	34,489	95.47%
	石綿(アスベスト)健康被害(救済給付の概要)	5,502	5,194	5,319	4,953	4,450	4,771	4,657	4,361	5,564	5,987	5,428	6,976	63,162	68,238	92.56%
	石綿(アスベスト)健康被害(拠出金の概要)	597	516	552	542	455	644	683	530	496	596	579	684	6,874	8,042	85.48%
	機構のご案内	2,870	2,355	3,178	3,487	2,035	2,133	2,559	1,996	1,967	2,144	2,219	2,209	29,152	31,552	92.39%
合計	105,304	119,703	123,212	112,910	101,521	100,064	99,800	96,249	95,832	103,329	89,664	96,957	1,244,545	1,054,566	118.01%	



トップページアクセス数の推移

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
409,023	446,511	463,775	765,151

機構ホームページへのアクセスの主要検索元サイト別・月別利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計	比率
お気に入りなど (機構内からのアクセスは除外)	55,807	55,806	64,599	65,042	64,666	74,222	95,715	87,550	86,531	94,788	89,201	92,909	926,836	47.84%
yahoo!Japan	32,051	31,712	46,645	37,158	36,484	31,138	35,988	36,186	36,455	45,172	46,057	38,451	453,497	23.41%
google	19,077	19,409	25,515	22,526	17,700	17,076	19,124	19,352	18,368	22,529	19,623	18,319	238,618	12.32%
エコドライブ	92	3,960	5,003	6,202	2,997	1,811	1,842	4,385	2,265	1,901	1,401	1,505	33,364	1.72%
bing(MSN)	1,341	1,186	2,521	2,544	2,651	1,983	2,140	2,024	1,720	2,184	1,900	1,846	24,040	1.24%
goo	1,260	1,061	1,581	1,395	1,212	1,135	1,264	1,228	990	1,156	1,285	1,116	14,683	0.76%
環境省	985	1,510	1,856	953	929	810	887	1,076	885	1,266	1,343	856	13,356	0.69%
biglobe	784	810	1,083	1,029	1,219	733	844	821	638	864	742	700	10,267	0.53%
nifty	423	450	546	575	771	438	540	513	515	729	568	410	6,478	0.33%
その他検索エンジン、リンクなど	8,145	18,513	27,303	20,459	16,454	16,277	17,548	16,784	17,130	20,966	19,264	17,446	216,289	11.16%
合 計	119,965	134,417	176,652	157,883	145,083	145,623	175,892	169,919	165,497	191,555	181,384	173,558	1,937,428	100.00%

平成21年度内部統制の整備・強化について

役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、コンプライアンスを実践するための手引書である「コンプライアンス・マニュアル」の策定及び活用、職員に対する研修を計画的に実施している。

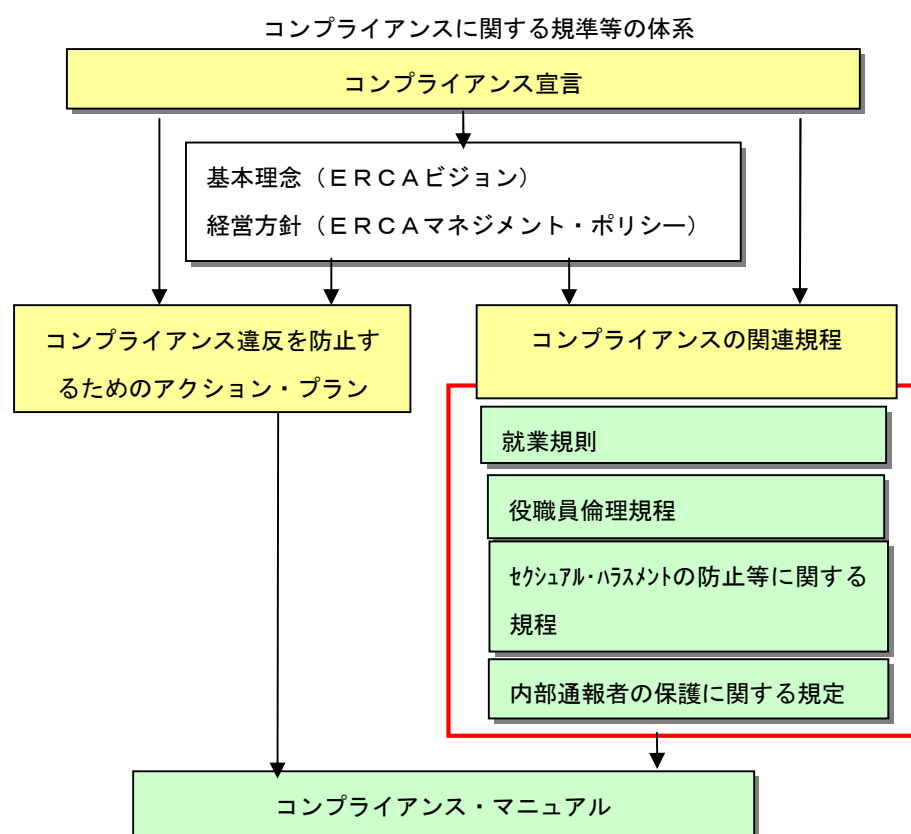
1 内部統制強化による組織運営の信頼性の向上について

公的機関として内部統制の強化、特にコンプライアンス及び情報セキュリティは非常に重要であるため、次の強化策を実施した。

● コンプライアンスの強化

外部有識者を含むコンプライアンス推進委員会を設置し、役職員の法令遵守や社会のものさしで考えることなどが定められた「コンプライアンス・マニュアル」を作成して研修を実施し、役職員への周知徹底を図った。

今後とも体制の強化を継続するとともに、役職員への周知徹底を図るため、理事長から役職員への直接の呼びかけも行う。また、組織全体に十分に浸透させるため、絶えず見直しと検証を行い、役職員への研修などを行う。



● 情報セキュリティ体制の強化

石綿健康被害者の資料など機密性の高い情報を大量に有することから、情報セキュリティ体制を強化するため、最高情報セキュリティアドバイザーを設置するとともに、機構の全システムについてウィルス対策等のリスク分析を行って暗号化・証跡管理方針を策定し、22年度以降、順次導入することとした。

2 監事による内部統制の評価

監事による定期監査における重点項目の一つが「内部統制状況」であり、次の所感を受けた。

・ 監事所感

「各種規定の整備、会計システムの統合さらには、コンプライアンス推進委員会の設置といった組織、制度の充実を図っているが、今後はこれらを活用し、内部統制の確立に努力願いたい。」

監事所感を受け、今後も内部統制のさらなる確立に取り組んでいく。

3 各種委員会の活用

●コンプライアンス推進委員会

- ・ 意見を踏まえて「コンプライアンス・マニュアル」を作成

●情報セキュリティ委員会

- ・ 情報システムのリスク分析結果に基づき、暗号化・証跡管理の方針を決定

●契約監視委員会

- ・ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づき随意契約等の適正化の推進を目的に設置
- ・ 点検を踏まえて新たな「随意契約等見直し計画」を策定

(全体図)

